

廃棄物減量等推進審議会資料1-4  
平成27年10月30日  
環境清掃部清掃リサイクル課

# 目黒区一般廃棄物処理基本計画素案

～快適で誇りのもてる循環型のまち～

平成27年10月

目 黒 区

## <目次>

第Ⅰ部	ごみ処理基本計画.....	1
第1章	計画の概要.....	1
1.	一般廃棄物処理基本計画とは.....	1
2.	本計画の位置づけ.....	2
3.	国や都による基本方針等.....	3
4.	計画期間と目標年次.....	4
5.	計画の対象となる廃棄物.....	4
6.	計画の進行管理.....	5
第2章	清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題.....	6
1.	区の地域の特徴.....	6
2.	ごみ処理の現状.....	10
3.	主な課題.....	18
第3章	ごみ処理基本計画の基本的な考え方と目標.....	20
1.	基本理念.....	21
2.	施策展開の4つの柱.....	21
3.	計画目標.....	23
4.	ごみ量推計.....	27
第4章	重点施策.....	29
第5章	個別施策.....	35
1.	区民・事業者との連携推進.....	36
2.	2R（発生抑制・再使用）によるごみ減量と資源化（再生利用）の推進.....	37
3.	安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備.....	38
4.	23区清掃事業の連携推進.....	40
第Ⅱ部	生活排水（し尿等）処理基本計画.....	41
1.	現状.....	41
2.	生活排水（し尿等）処理基本計画.....	41
3.	処理の区分と流れ.....	42

# 第I部 ごみ処理基本計画

## 第1章 計画の概要

### 1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定及び、「目黒区廃棄物の発生抑制、再利用の促進及び適正処理に関する条例」に基づき、一般廃棄物の適正な処理を進めるため、長期的な視点に立ち、区市町村がその基本方針を明確にするものです。

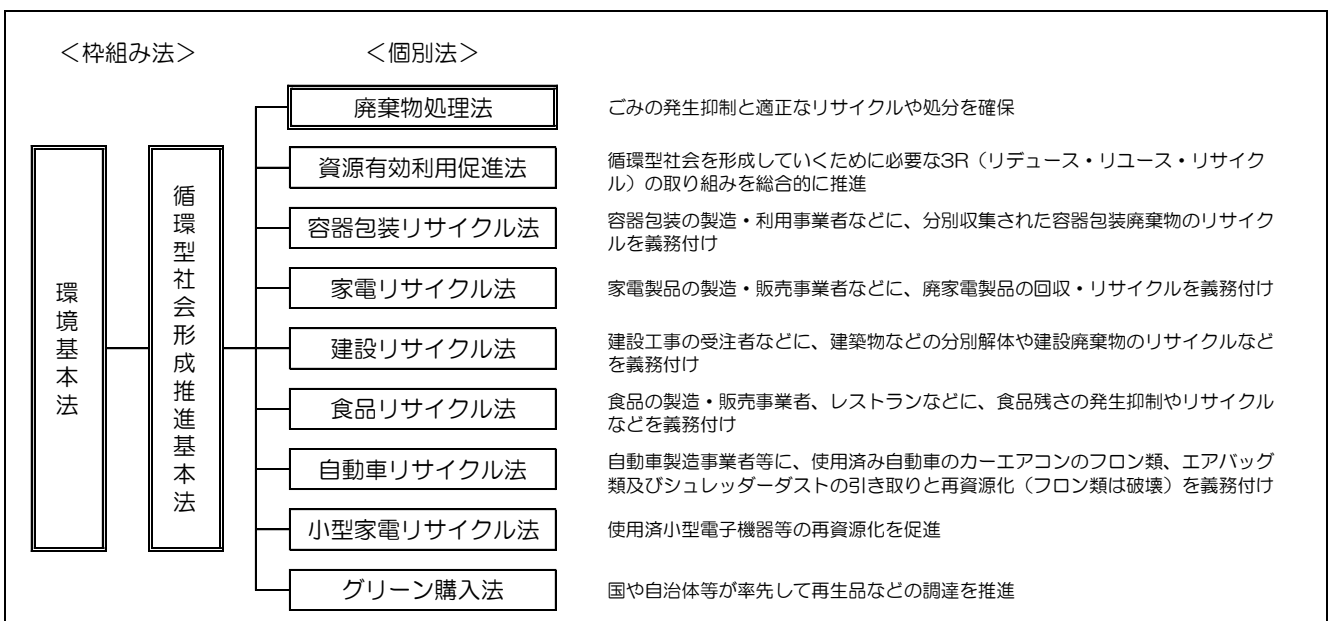
廃棄物処理法では、一般廃棄物の収集・運搬、中間処理、最終処分の全てを区市町村が担うこととなっていますが、特別区においては、区が収集・運搬、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）が中間処理（清掃工場の運営管理）、東京都が最終処分を行うという役割分担を行っていることから、区が策定する一般廃棄物処理基本計画については、役割を踏まえた計画内容としています。

また、同時に、国や関連法、東京都の「東京都廃棄物処理計画」や、清掃一組が策定する「東京二十三区清掃一部事務組合一般廃棄物処理基本計画」との整合性を持った計画として策定するものです。

#### <一般廃棄物処理基本計画に関連する法律について>

この計画に関連する環境関連法の体系は、以下のとおりです。

図1 環境関連法の体系



※環境省資料を基に作成

## 2 本計画の位置づけ

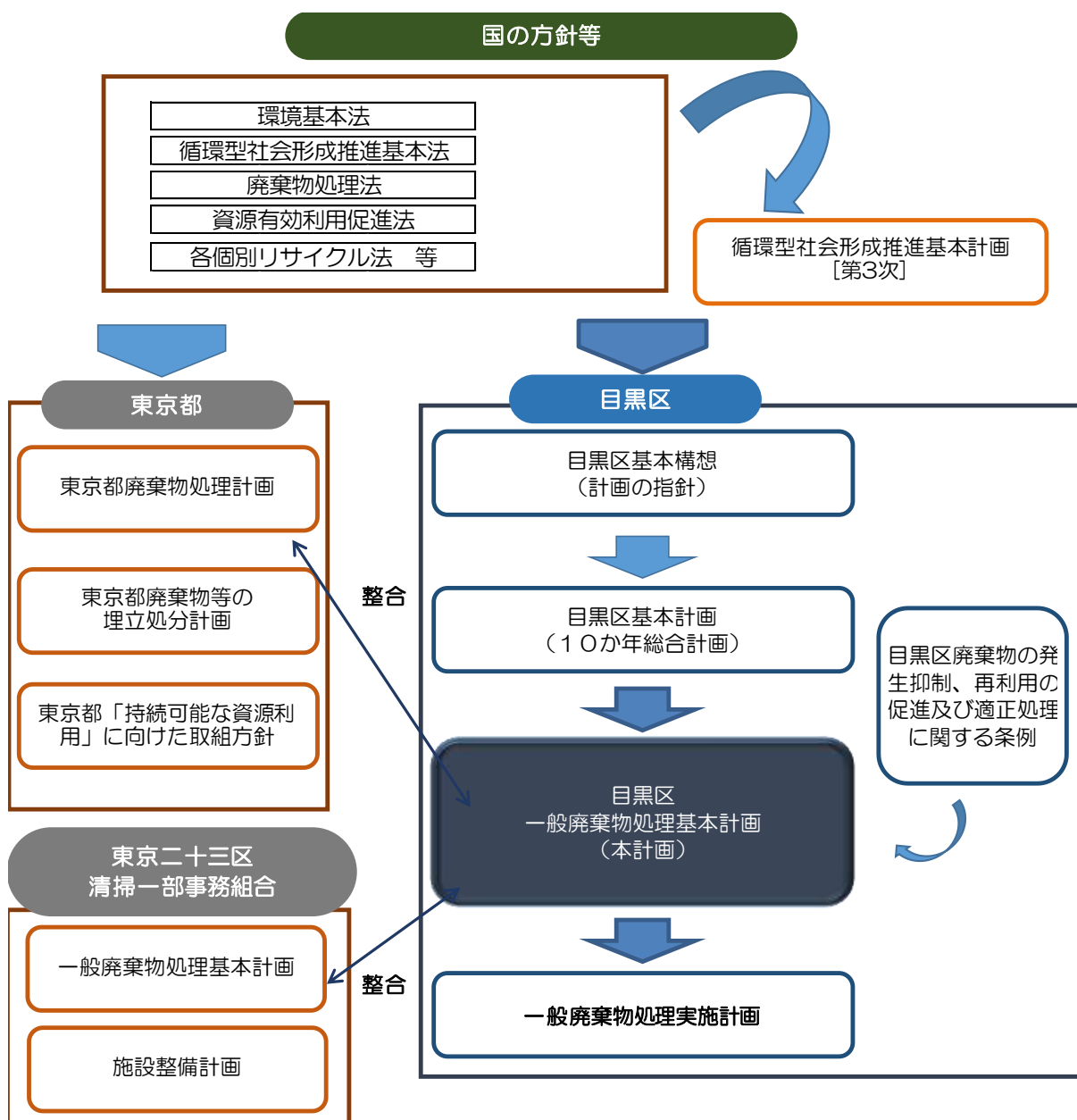
一般廃棄物処理基本計画は、国や都、清掃一組の関係計画との関連性を有するとともに、区の長期計画の補助計画として位置づけられています。長期的視点に立って一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、その基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画があります。

本計画は、このうちの基本計画に当たり、長期的視点から目黒区の一般廃棄物に関する施策の方向性を示します。

また、一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水（し尿等）」に分類されるため、「ごみ処理基本計画」と「生活排水（し尿等）処理基本計画」から構成します。

特別区は、「ごみ」の収集・運搬を「区」、中間処理を「清掃一組」、最終処分を「東京都」が担っているため、関係計画との整合及び連携が必要となります。

図2 一般廃棄物処理計画の位置づけ



### 3 国や都による基本方針等

#### (1) 国の廃棄物政策の動向

平成 25 年 5 月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、リサイクルより優先順位の高い 2R「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）」の取り組みや有用金属の回収・有害物質の適正処理、災害時の廃棄物処理システムの強化など「質にも着目した循環型社会の形成」の方向性が示されています。

#### (2) 「東京都廃棄物処理計画」に定められる方向性

平成 23 年 6 月に策定した「東京都廃棄物処理計画」では、5 年間で最終処分量について一般廃棄物で 25 万トン、産業廃棄物で 100 万トンの削減目標を掲げ、残余年数は約 50 年とされている最終処分場の一層の延命化に取り組んでいく計画となっています。

主要施策の一つである「3Rの促進」では、ごみを出さない社会の定着や家庭ごみの有料化の促進を掲げ、ごみの発生抑制、再使用の促進である 2R を重点的に取り組むとしています。

また、平成 27 年 3 月に「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」を公表し、具体的な取り組みを開始するとしています。

なお、「東京都廃棄物処理計画」については、平成 27 年 6 月、東京都が東京都廃棄物審議会に対して、「持続可能な資源利用」のあるべき姿と施策の方向性と、廃棄物の減量その他適正な処理に関する基本的事項についての諮問を行いました。今後 12 月のパブリックコメントや平成 28 年 1 月の答申受領を経て、3 月に新計画が改定される予定です。

#### (3) 東京二十三区清掃一部事務組合※「一般廃棄物処理基本計画」

平成 27 年 2 月に策定した清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」では、清掃工場をはじめとするごみ処理施設の整備計画の方針を示しています。また、最終処分場の延命化のための取り組みとして、主灰のセメント原料化等の推進と、不燃・粗大施設整備などにより、平成 41 年度の最終処分量については、19.8 万トン（前基本計画と同程度）と予測しています。

※東京二十三区清掃一部事務組合

23 区は、東京都から清掃事業の移管があった平成 12 年以降、ごみの収集・運搬は廃棄物処理法に基づき各区が実施することとしました。ただし、ごみの中間処理（焼却や破砕など）は処理施設がない区がある、また、効率的な処理を行う、といった理由から、23 区が共同で処理することとなっています。

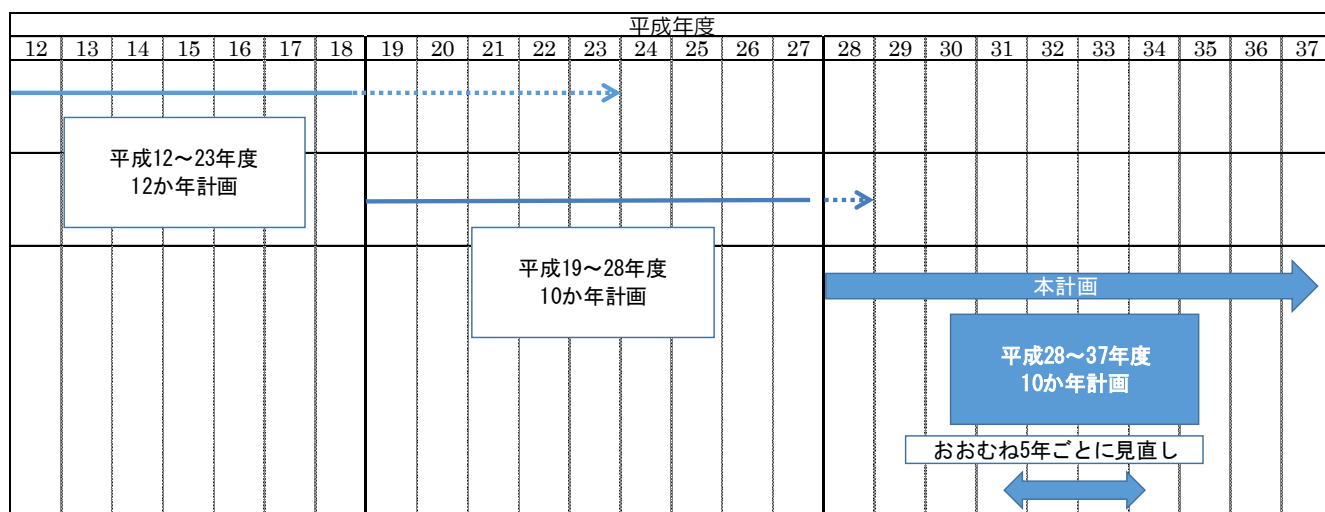
「清掃一組」はこの共同処理を行うため、地方自治法に基づき、23 区の総意により設置された特別地方自治体です。

## 4 計画期間と目標年次

一般廃棄物処理基本計画については、清掃事業が都から移管された平成12年度、清掃事業移管後初の計画を定め、平成19年度に改定を行ってきました。このたび改定する本計画については、平成28年度を始期とし、平成37年度を目標年次とする10年間を計画期間として策定します。

なお、計画の前提条件や社会情勢の変化に応じて、おおむね5年ごとに見直しを行うものとしします。

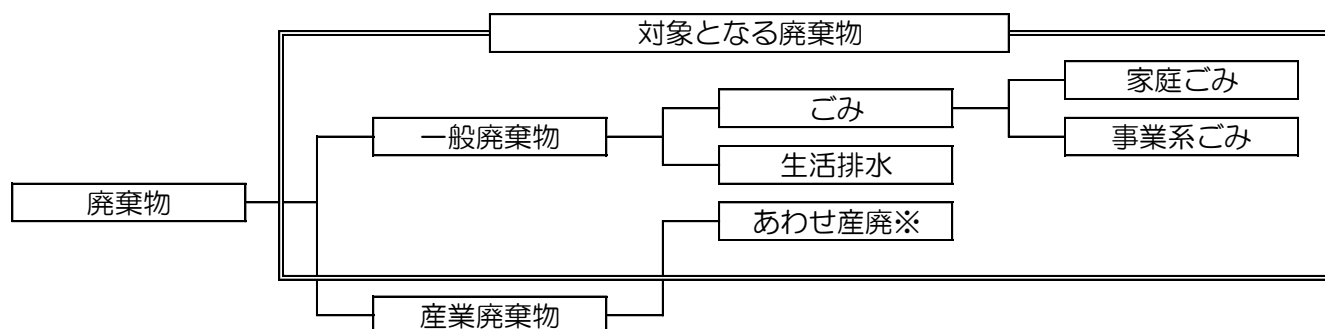
図3 計画期間と目標年次



## 5 計画の対象となる廃棄物

廃棄物処理法では、廃棄物として一般廃棄物と産業廃棄物が規定されています。本計画は、このうちの全ての一般廃棄物（ごみ・生活排水）及び、あわせ産廃を対象とするものです。一般廃棄物のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法第3条に規定されているように、排出事業者による自己処理を原則としています。

図4 廃棄物処理法による廃棄物の定義とこの計画の対象範囲

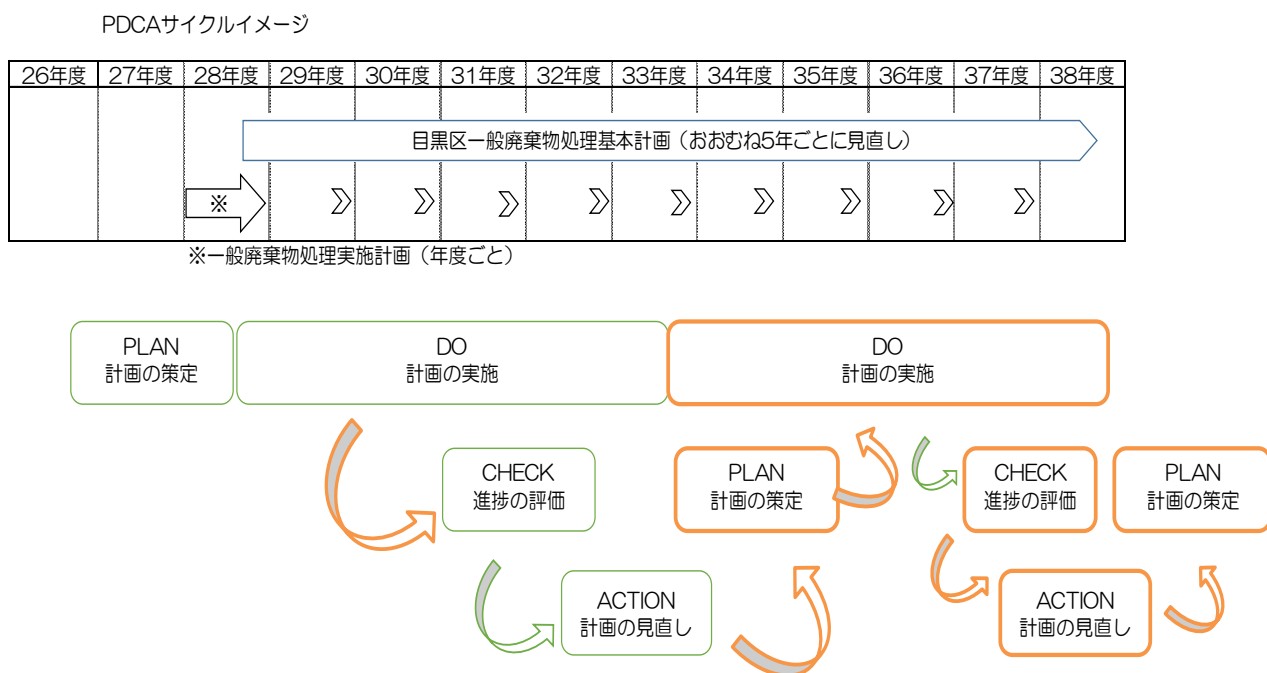


※区市町村が必要性を認めた場合は、産業廃棄物を一般廃棄物とあわせて処理することが認められており、これを通称「あわせ産廃」といいます。区では、小規模事業所から排出される産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、ガラスくずなど5種類については、「あわせ産廃」として、一般廃棄物と同様の方法で処理しています。

## 6 計画の進行管理

基本計画においては、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルの考え方を踏まえ、継続的に計画の点検、見直し、評価を行ってまいります。また、本計画に基づいて毎年度実施計画を策定し、廃棄物の計画的な収集・運搬、発生抑制及びリサイクル推進等のための方策を実施していきます。

図5 PDCA サイクルイメージ



### (1) 一般廃棄物処理基本計画改定時の評価

必要に応じて、おおむね5年ごとに見直しを行い、評価を行います。また、アンケート調査や、排出実態調査等も活用しながら、計画達成に向け、目標や各施策の進捗状況の管理を行います。

### (2) 毎年度の進行管理

毎年、目標となる指標や各具体策の進捗状況を廃棄物減量等推進審議会に報告して、審議会の意見を踏まえて進行管理を行ってまいります。

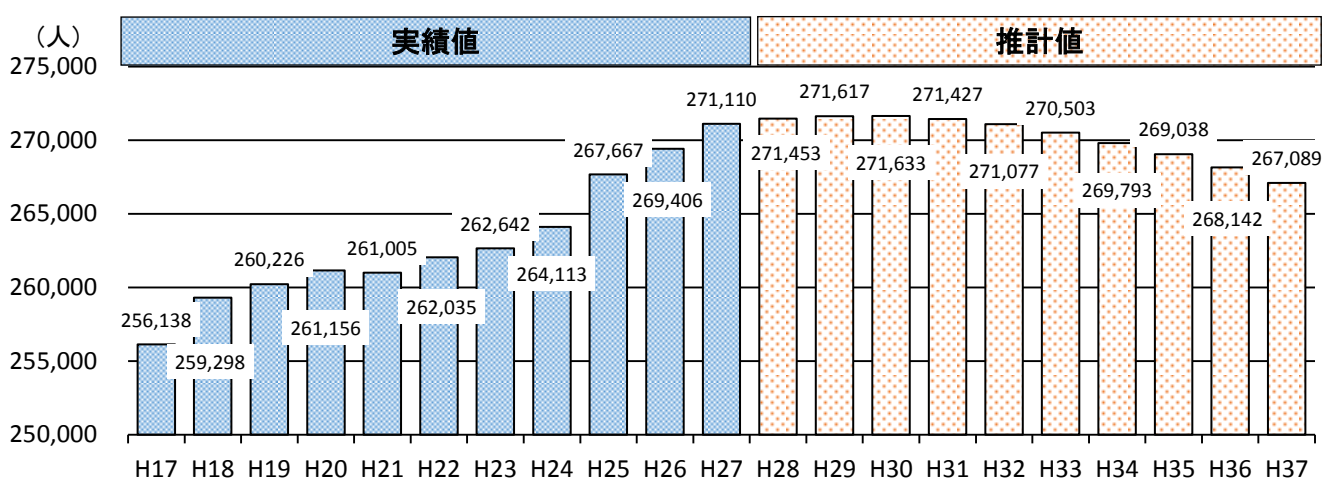
## 第2章 清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題

### 1 区の地的特徴

#### (1) 人口動態

過去10年間の人口の動態を見ると、目黒区の人口は増加傾向にあります。今後の動向については、区の人口推計（外国人を含む）をベースに、本計画において、平成27年7月1日の人口から推計した結果を見ると、平成29～30年あたりをピークとして逡減する見込みになっています。

図6 人口推移（実績と推計）



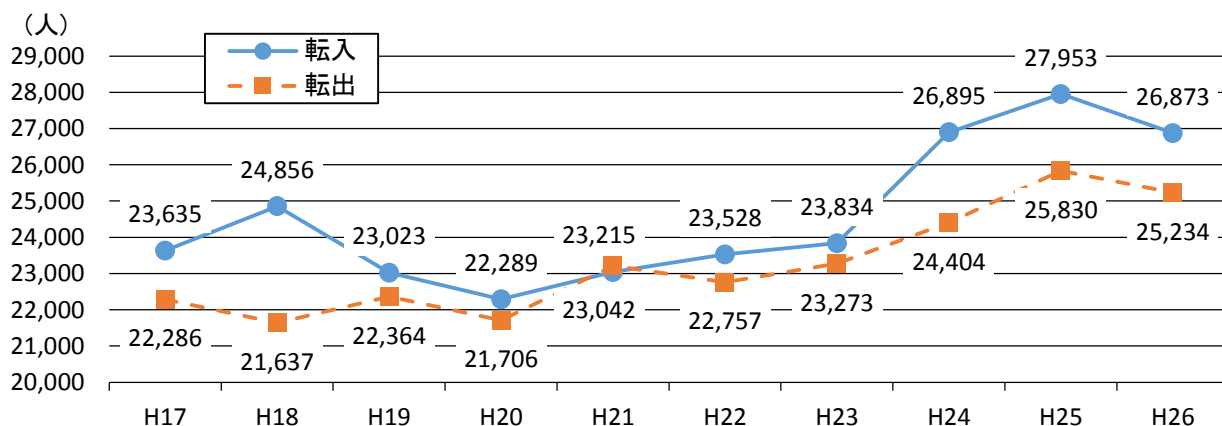
※実績値は、平成26年度までは10月1日時点。

※平成27年度は7月1日時点の数値。推計値は、区の人口推計（外国人を含む）から、平成27年度の人口を1とした各年の係数を算定し、平成27年7月1日の人口を乗じて本計画において推計人口を算定。

#### (2) 転入・転出者数

区内への転入・区外への転出者数は、単年度でそれぞれ人口の約1割を占めています。

図7 住民異動の推移



※住民基本台帳による（各年1～12月）。平成24年7月8日外国人登録法廃止により、平成24年7月9日以降は外国人住民を含む。住民基本台帳に記載・削除した日を以って集計。ただし、予定での転出届については転出届に記載のある「転出予定日」を以って件数を含む。



### (3) 高齢者人口

平成 26 年 10 月 1 日時点における 65 歳以上の高齢者が全体に占める割合は 19.9% であり、今後の推計をみても、さらに高齢化が進行するものと予測されています。中でも、後期高齢者（75 歳以上）が全高齢者の 49.4% を占めています。一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成されている世帯の高齢者の数は 37,198 人で、全高齢者の 69% であり、この割合は年々増加しています。

図8 高齢者人口及び構成比の推移（実績と推計）

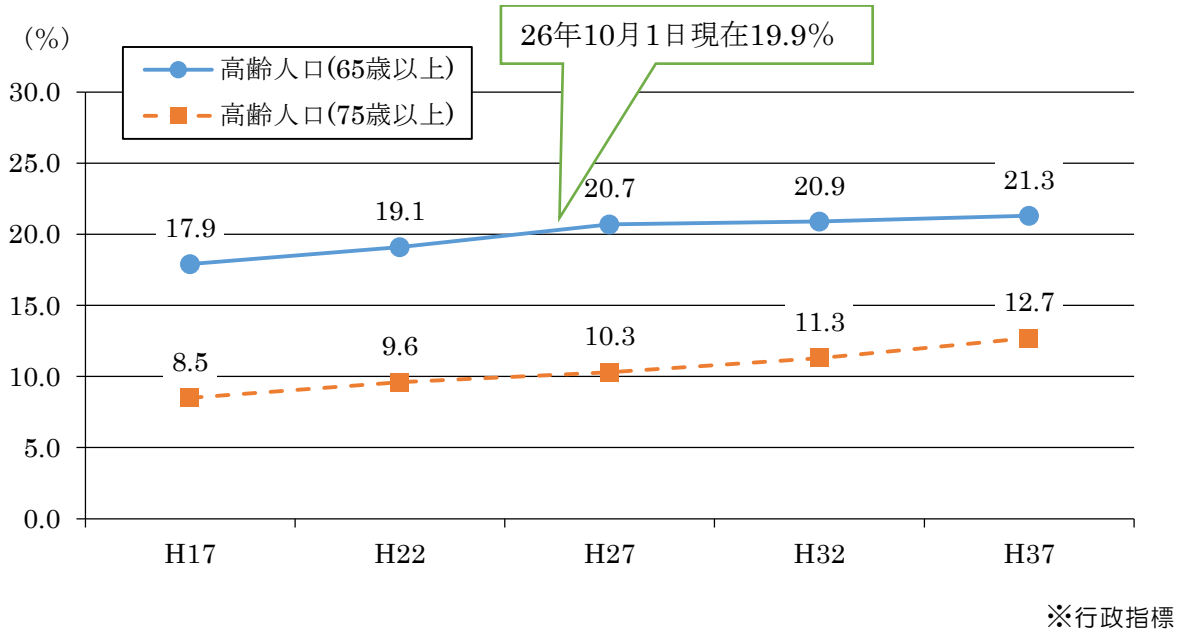
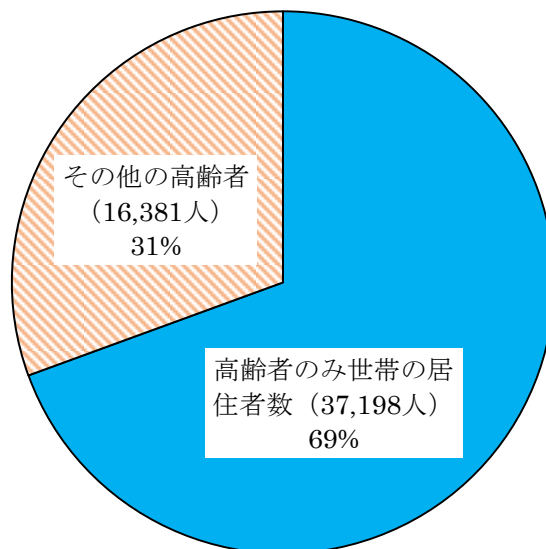


図9 高齢者全体と高齢者のみ世帯居住者数の割合

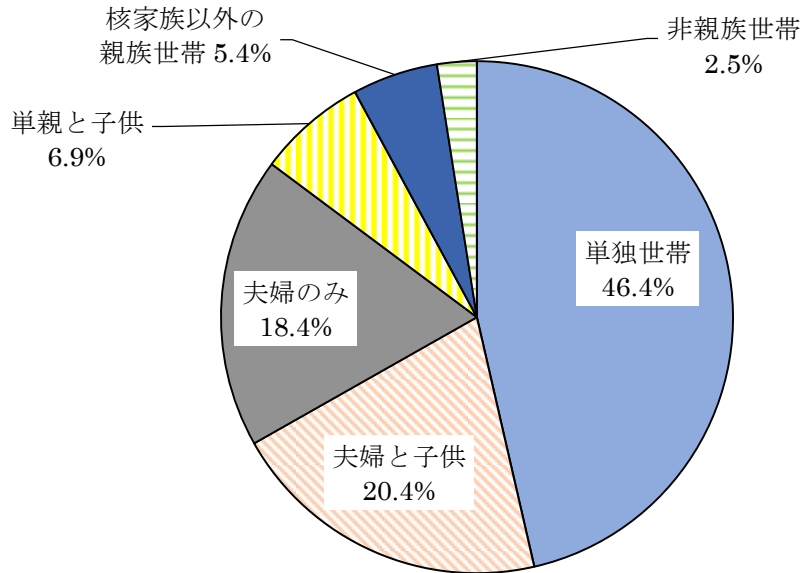


※平成 26 年 10 月 1 日現在 住民基本台帳

#### (4) 居住形態

区内に居住する世帯総数の約半数を単独（単身）世帯が占めています。

図10 世帯の家族類型別割合

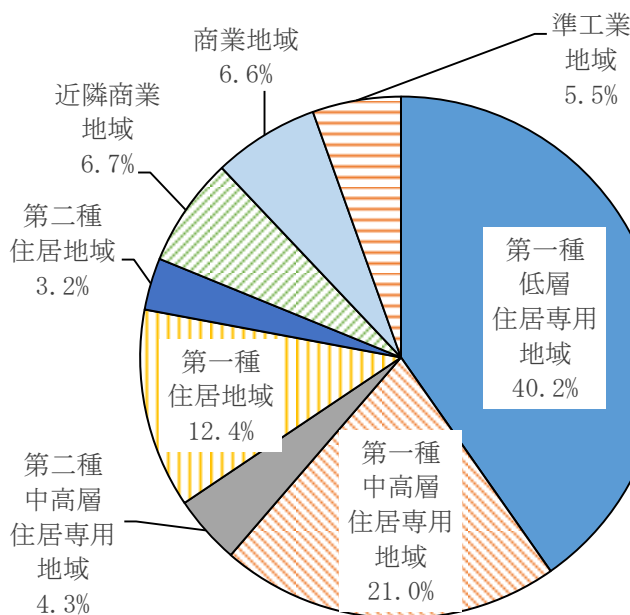


※平成 22 年国勢調査

#### (5) 用途地域

区内の都市計画法に基づく用途地域の指定は、81.1%が住居系の地域となっています。特に、全体の 40.2%が良好な住宅地とされる第 1 種低層住居専用地域となっていることもあり、「住宅地・目黒」のイメージを裏づけています。

図11 用途地域別の割合



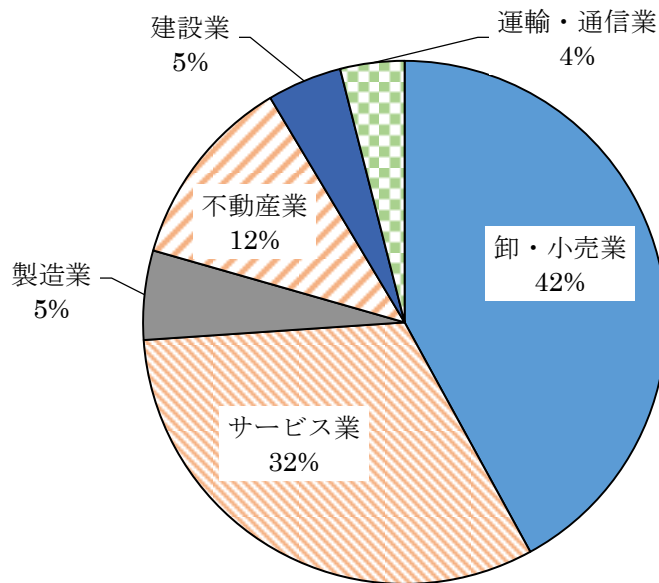
※平成 26 年区勢要覧

## (6) 産業

### 業種・従事者数

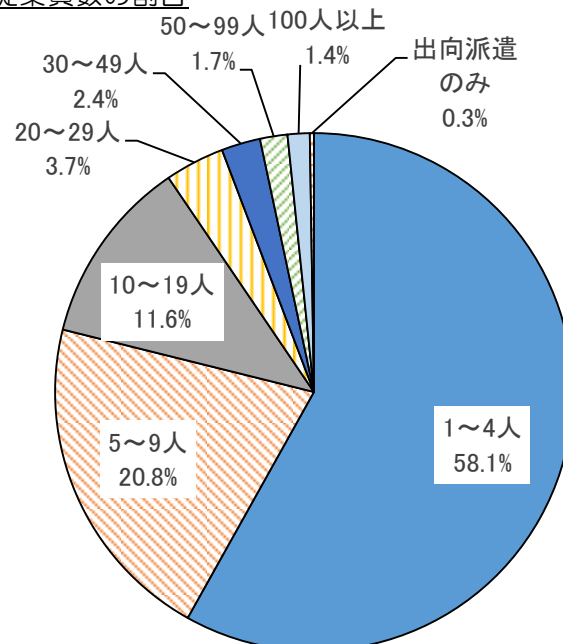
業種別では、卸・小売業が最も多く、次いでサービス業、不動産業などの順です。事業所の従事者数は1～4人が全体の58.1%を占め、これに5～9人を加えると全事業所数の78.9%に達しています。

図12 産業別事業所割合



※平成26年区勢要覧（「平成24年度経済センサス-活動調査」による）

図13 事業所における従業員数の割合



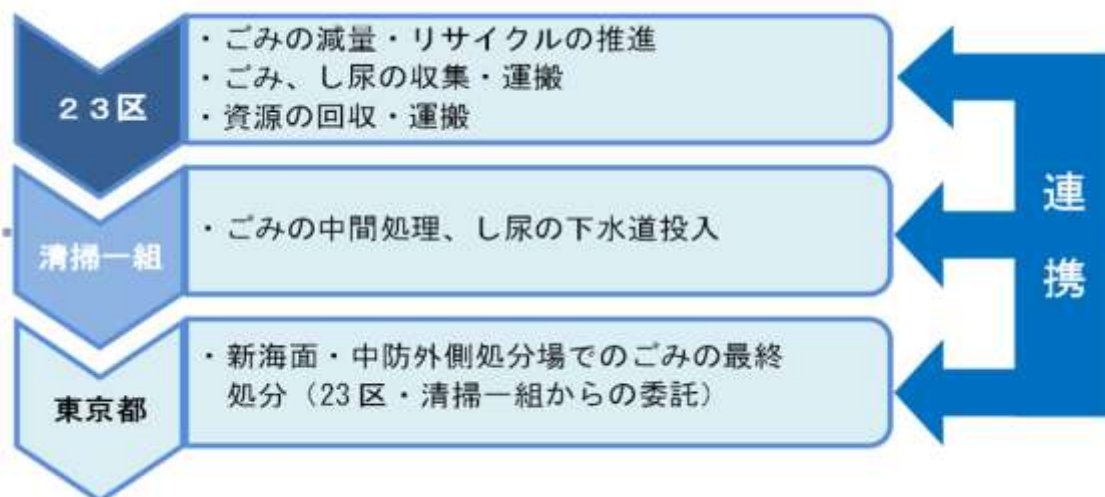
※平成26年区勢要覧（「平成24年度経済センサス-活動調査」による）

## 2 ごみ処理の現状

### (1) 特別区における廃棄物処理

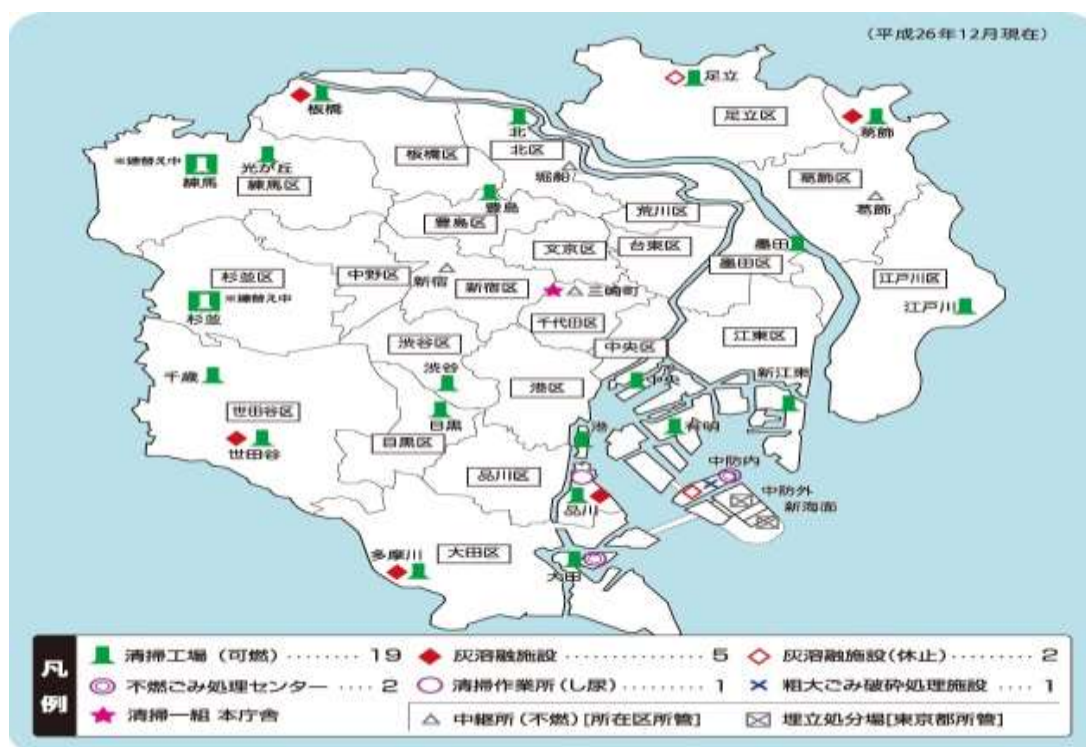
特別区の一般廃棄物の処理は、23区が収集・運搬の役割を担い、23区の共同処理によって清掃一組が中間処理（清掃工場や不燃ごみ、粗大ごみ処理・破碎施設等の運営管理）を行い、最終処分を東京都に委託して行うことになっています。

図 14 23 区の清掃事業における役割分担と連携



※清掃一組 ホームページより

図 15 特別区の清掃工場等の配置状況



※ごみれぼ23 2015より

## (2) 資源とごみの流れ

資源とごみの流れを以下に示します。区が回収している資源のうち、びん・缶・ペットボトルについては、中間処理（選別・圧縮・梱包・保管）を行ったうえで、民間のリサイクル工場に搬出しています。

図 16 ごみの流れと運営主体

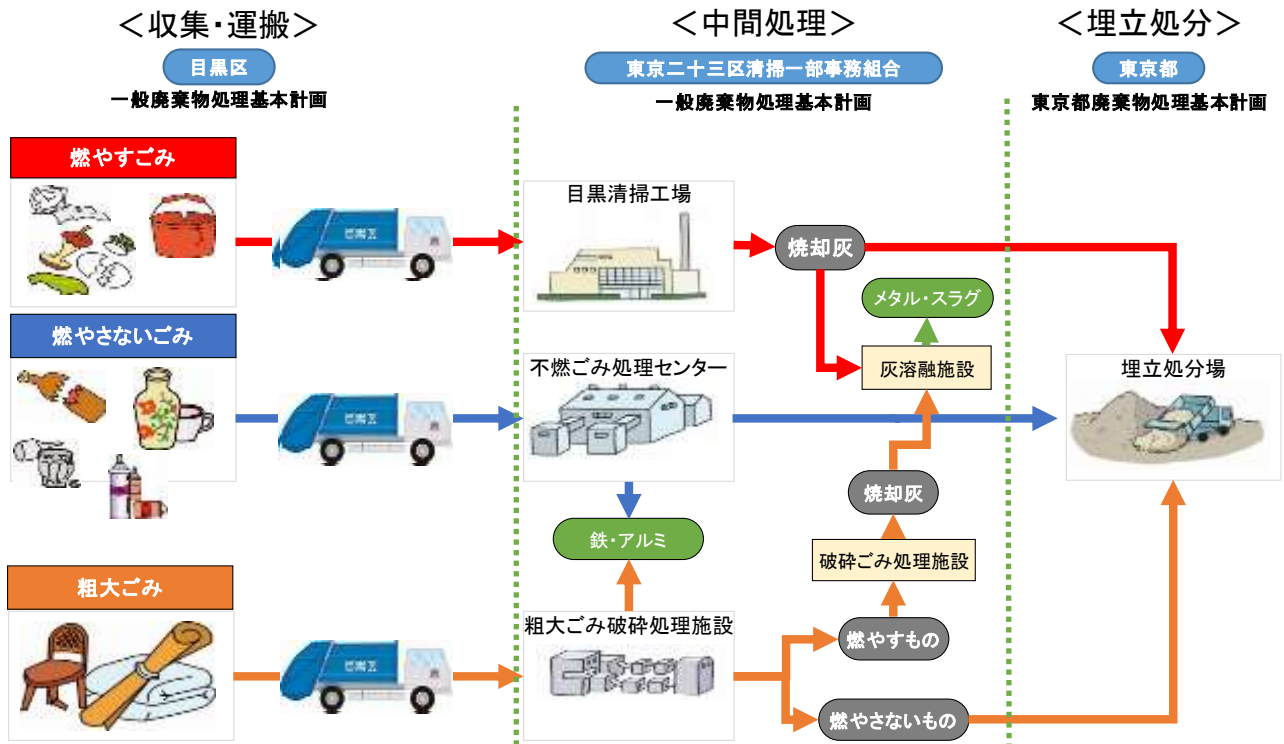
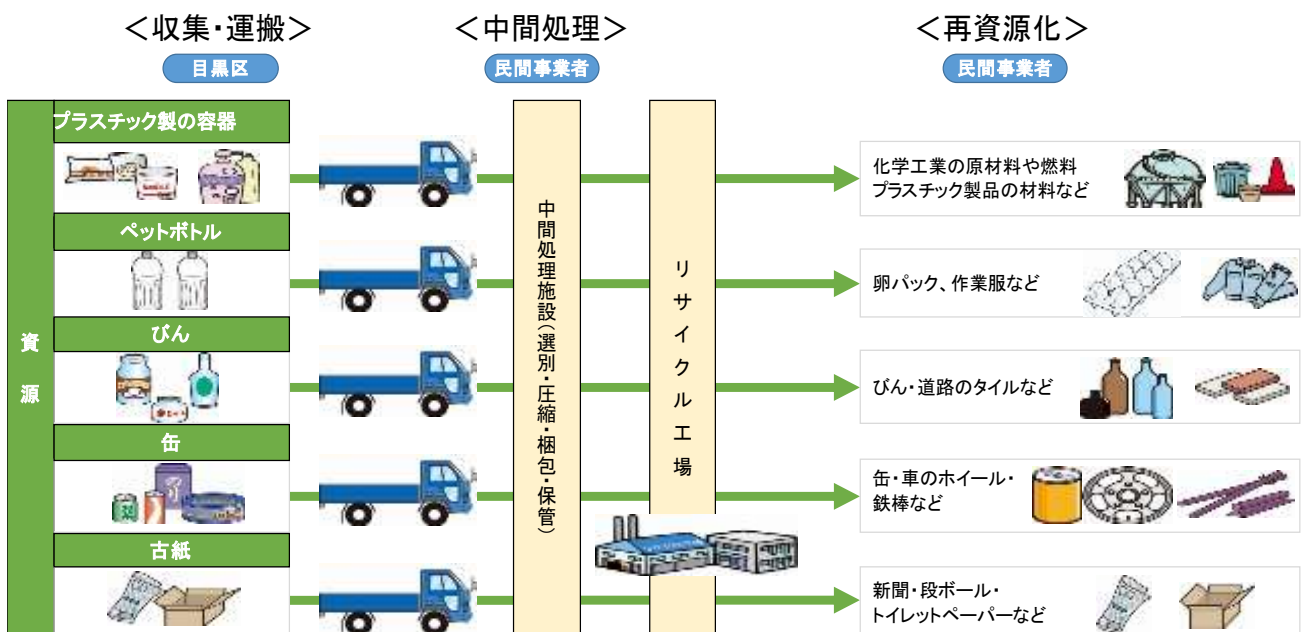


図 17 資源の流れと運営主体



### (3) 資源とごみの分別区分と収集

平成27年4月時点での、資源とごみの分別区分は以下のとおりです。

表1 資源とごみの分別区分

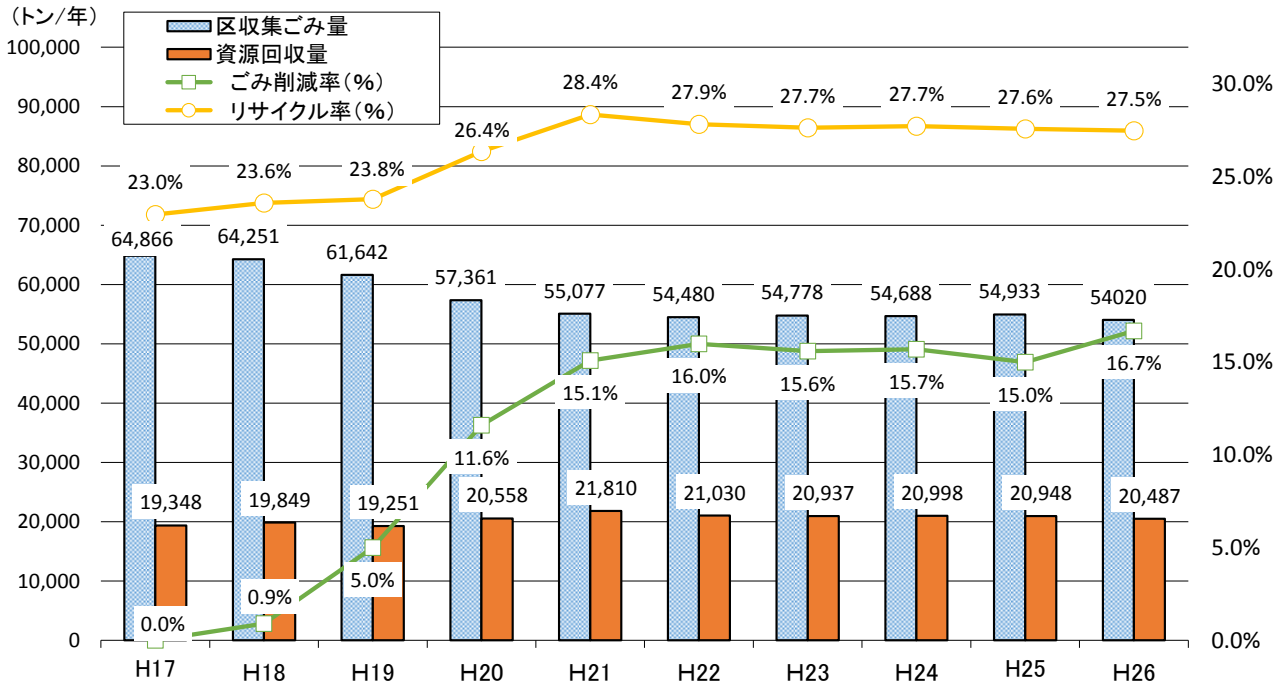
分別区分		主な対象品目	収集方法	収集頻度等
燃やすごみ		生ごみ・枝葉・プラスチック製品（資源以外のもの）・衣類・ゴム製品・皮革製品・紙くず	集積所	週2回
燃やさないごみ		陶磁器・ガラス・金属・電球・蛍光管・水銀を含む製品・最大辺が30cm未満の小型家電	集積所	月2回
粗大ごみ		布団、自転車などの一辺が30cmを超えるもの	戸別	申込制
資源	ペットボトル	飲料用・調味料用	集積所	週1回
	びん	飲料用・食品用	集積所	週1回
	缶	アルミ缶・スチール缶（飲料用・食品用）	集積所	週1回
	プラスチック製の容器や包装	パック類・カップ類・トレイ類・ボトル類・袋類・緩衝材・発泡スチロール類	集積所	週1回
	古紙 ※	新聞、雑誌類（雑誌・本・雑がみなど）、段ボール	集積所	週1回
	紙パック	牛乳パック	拠点回収	回収ボックス
	電池類	乾電池（アルカリ・マンガン）	拠点回収	回収ボックス
	小型家電	携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、コード類	拠点回収	回収ボックス

※原則として古紙は町会により集団回収を行っている。

#### (4) 資源・ごみの状況

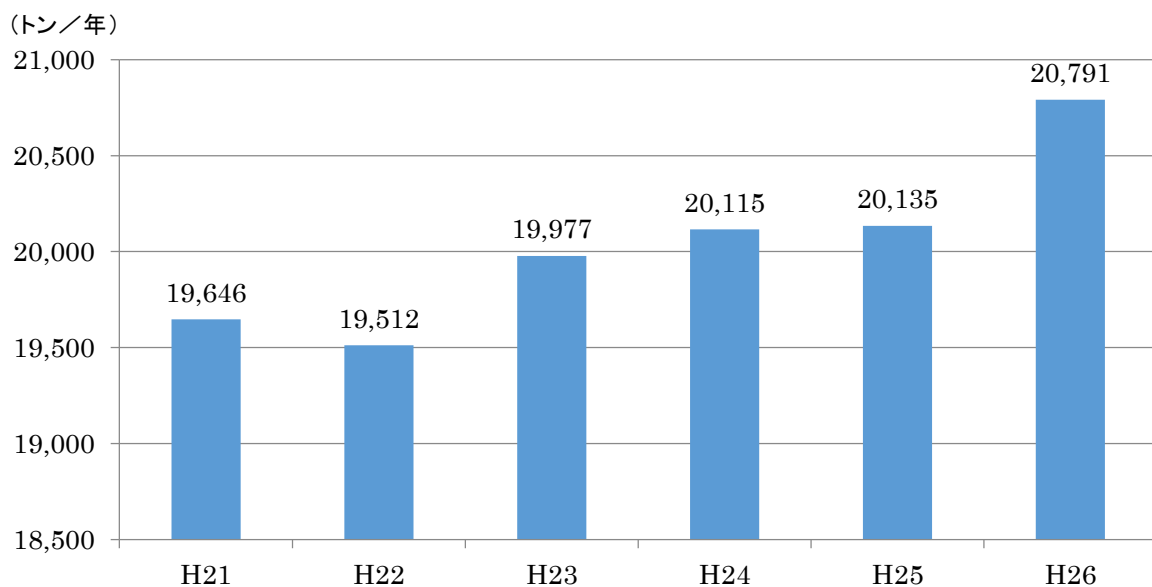
- 人口が増加傾向にある中で、区収集ごみ量（区で収集している「燃やすごみ」「燃やさないごみ」「粗大ごみ」の合計。以下「ごみ量」という。）全体は逡減傾向にあります。

図 18 資源量とごみ量の推移



- 事業系ごみ量（事業者自ら、もしくは一般廃棄物処理業者が処理施設に持ち込むごみ。この中には、事業系有料ごみ処理券を貼付して区の収集に出す事業者のごみは含まれない。）は逡増傾向にあります。

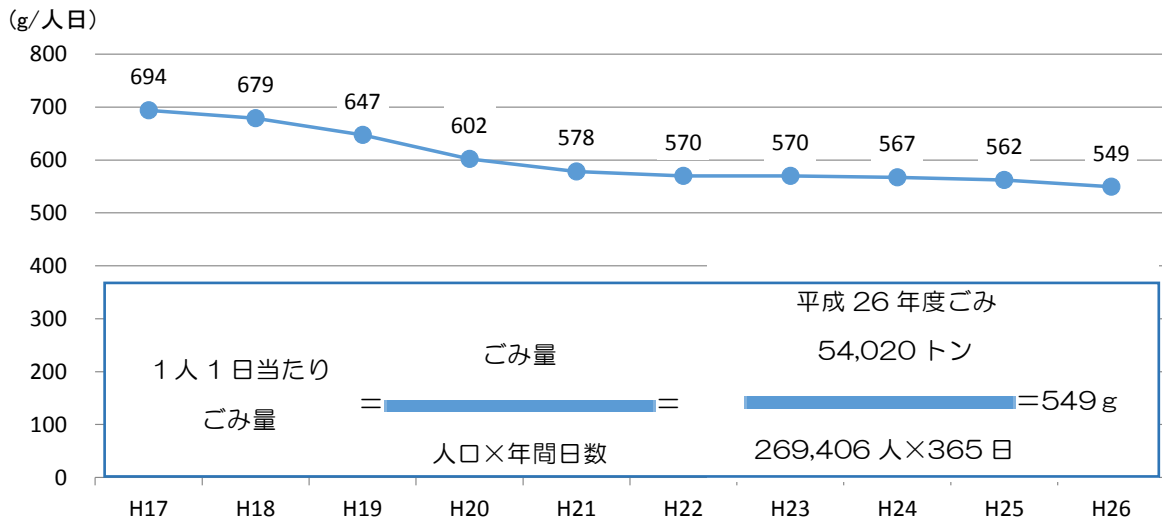
図 19 事業系ごみ量の推移



※ 事業系ごみ量は、平成20年度の実績報告書の導入により把握が可能になった。

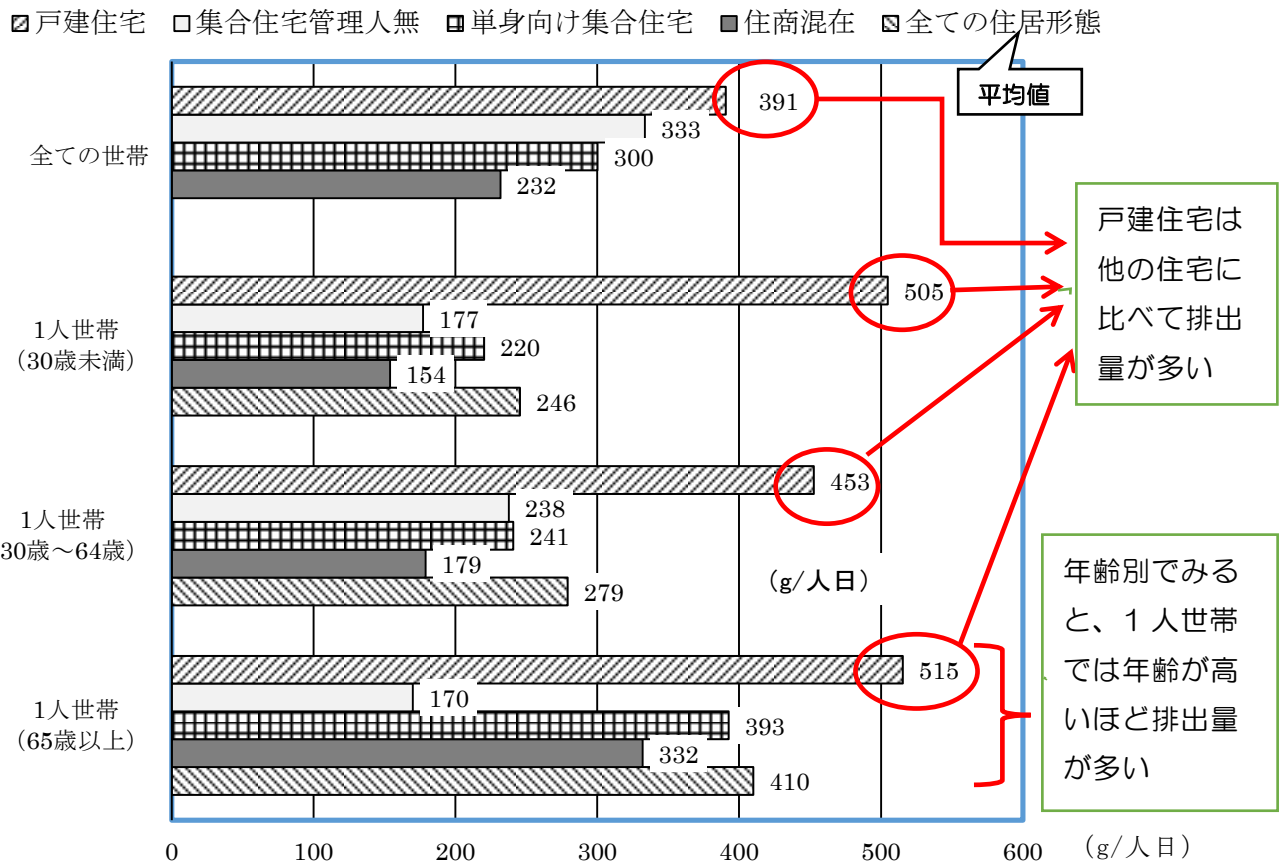
○ 1人1日当たりごみ量は、年々少なくなっています。平成26年度は549gであり、平成17年度に比べて145g少なくなっています。

図20 1人1日当たりごみ量の推移



○ 平成26年度に実施した家庭ごみ計量調査によると、戸建住宅や単身世帯においても年齢が高くなるほど排出原単位（1人1日当たりのごみ量）が高い傾向がみられます。

図21 戸建の単身世帯、住居形態別の燃やすごみの排出原単位

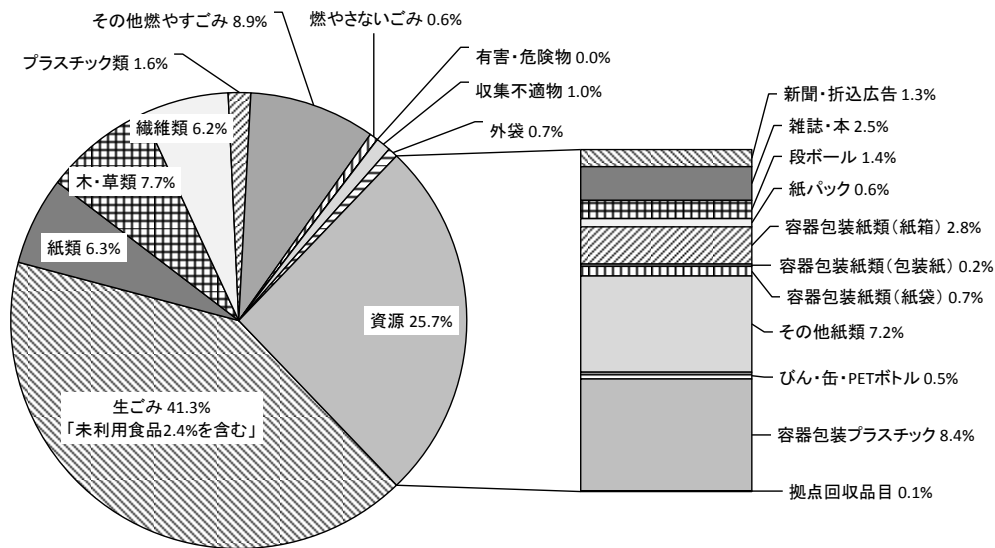




## (5) ごみの組成

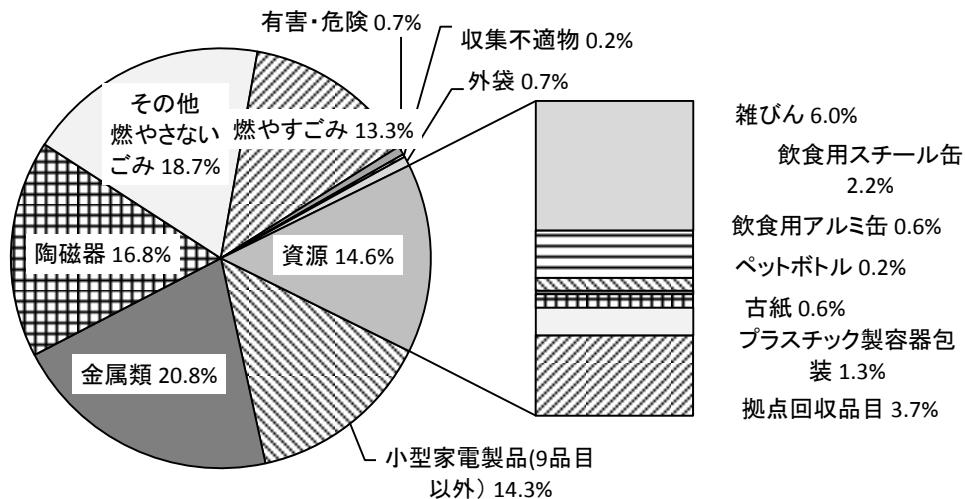
平成26年度に区が実施した家庭ごみ組成調査によると、燃やすごみの組成割合で、未利用食品を含めた生ごみは、燃やすごみの4割程度を占めています。また、リサイクル可能な資源が、燃やすごみに25.7%、燃やさないごみに14.6%も混入していることがわかります。また燃やさないごみの中には、小型家電製品（回収している9品目以外）や金属類が大きな割合を占めていることや、リサイクル可能な資源が混入していることがわかります。

図22 燃やすごみの組成割合（平成27年3月 家庭ごみ組成調査より）



※図中の数字は、四捨五入の扱いにより合計値が一致しないことがある。

図23 燃やさないごみの組成割合（平成27年3月 家庭ごみ組成調査より）



※図中の数字は、四捨五入の扱いにより合計値が一致しないことがある。

表2 品目別の家庭収集ごみ量（平成27年3月 基礎調査報告書より）抜粋

○燃やすごみの中には、**資源化できる品目が25.7%**も含まれている。  
 ○**雑がみを含む古紙は16.7%**もあり、古紙の集団回収で収集可能である  
 ことの理解促進が必要。

○燃やさないごみの中には、  
**資源化できる品目が、  
 14.6%**も含まれている。

分類名	燃やすごみ		燃やさないごみ		合計		
	量(t/年)	割合	量(t/年)	割合	量(t/年)	割合	
古紙	新聞・折込広告	420	1.3%	3	0.2%	423	1.2%
	雑誌・本	823	2.5%	0	0.0%	823	2.4%
	段ボール	446	1.4%	2	0.1%	448	1.3%
	紙バック	199	0.6%	0	0.0%	199	0.6%
	容器包装紙類（紙箱）	907	2.8%	0	0.0%	908	2.7%
	容器包装紙類（包装紙）	60	0.2%	0	0.0%	60	0.2%
	容器包装紙類（紙袋）	230	0.7%	1	0.0%	231	0.7%
資源	その他紙類（リサイクル可）	2,353	7.2%	4	0.3%	2,358	6.9%
	びん・缶・ペットボトル	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	雑びん	45	0.1%	101	6.0%	146	0.4%
	飲食用スチール缶	7	0.0%	37	2.2%	44	0.1%
	飲食用アルミ缶	15	0.0%	10	0.6%	25	0.1%
	ペットボトル	95	0.3%	3	0.2%	98	0.3%
	レジ袋（中身あり）	222	0.7%	5	0.3%	227	0.7%
	レジ袋（中身なし）	103	0.3%	0	0.0%	103	0.3%
	ペットボトルのふた	14	0.0%	0	0.0%	14	0.0%
	その他ボトル	215	0.7%	14	0.8%	228	0.7%
	チューブ	31	0.1%	1	0.1%	32	0.1%
	発泡トレイ（白）	18	0.1%	0	0.0%	18	0.1%
	発泡トレイ（柄）	19	0.1%	0	0.0%	19	0.1%
	プラスチック製容器包装	発泡スチロール	5	0.0%	0	0.0%	5
食品用透明プラスチック容器		285	0.9%	0	0.0%	285	0.8%
その他プラスチック容器（硬いもの）		592	1.8%	0	0.0%	592	1.7%
その他プラスチック包装（柔らかいもの）		1,230	3.8%	0	0.0%	1,231	3.6%
乾電池		6	0.0%	21	1.3%	27	0.1%
小型家電製品（拠点回収対象9品目）		13	0.0%	41	2.5%	54	0.2%
燃やすごみ		その他紙類（リサイクル不可）	2,036	6.3%	0	0.0%	2,036
	木・草類	2,507	7.7%	1	0.1%	2,508	7.3%
	繊維（リサイクル可）	1,689	5.2%	1	0.0%	1,690	4.9%
	繊維（リサイクル不可）	317	1.0%	0	0.0%	318	0.9%
	生ごみ（未利用食品）	796	2.4%	15	0.9%	811	2.4%
	生ごみ	12,634	38.8%	0	0.0%	12,634	36.9%
	紙おむつ・衛生用品	1,866	5.7%	0	0.0%	1,866	5.5%
	製品プラスチック	519	1.6%	144	8.6%	663	1.9%
	ゴム・皮革類	493	1.5%	42	2.5%	535	1.6%
	その他可燃	551	1.7%	20	1.2%	571	1.7%
	燃やさないごみ	飲食以外の缶・金属容器	1	0.0%	4	0.2%	5
針金ハンガー		0	0.0%	10	0.6%	10	0.0%
なべ・フライパン・やかんなど		0	0.0%	85	5.1%	85	0.2%
スプレー缶等中身無し		2	0.0%	31	1.8%	33	0.1%
ライター（着火可能性なし）		1	0.0%	1	0.1%	2	0.0%
蛍光管		0	0.0%	39	2.3%	39	0.1%
小型家電製品（9品目以外）		18	0.1%	239	14.3%	257	0.8%
陶磁器		17	0.1%	280	16.8%	297	0.9%
その他金属		44	0.1%	218	13.0%	262	0.8%
その他不燃		112	0.3%	273	16.3%	384	1.1%
有害・危険	充電電池	0	0.0%	3	0.2%	3	0.0%
	ボタン電池	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	水銀体温計	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	スプレー缶等中身有り	2	0.0%	7	0.4%	9	0.0%
	ライター（着火可能性あり）	1	0.0%	1	0.1%	3	0.0%
	医療系廃棄物	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
収集不適物	園芸土	142	0.4%	4	0.2%	146	0.4%
	土砂・灰・石	201	0.6%	0	0.0%	201	0.6%
外袋	プラスチック袋	156	0.5%	4	0.2%	160	0.5%
	レジ袋	67	0.2%	8	0.5%	75	0.2%
	その他	5	0.0%	0	0.0%	5	0.0%
合計	32,531	100.0%	1,674	100.0%	34,205	100.0%	

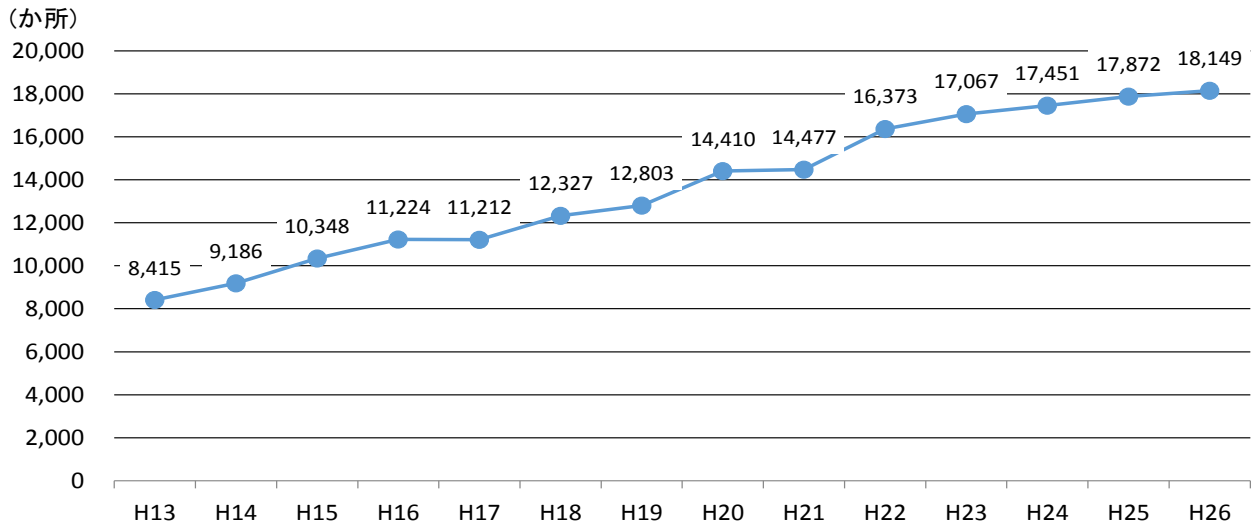
※表中の数字は、四捨五入の扱いにより合計値が一致しないことがある。

○燃やすごみの中には、**未利用食品を含む生ごみが41.3%**も含まれている。  
 ○家庭でできる毎日の水切りなどの処理で、燃やすごみの減量が可能。

## (6) 集積所数の推移

燃やすごみ、燃やさないごみ等の収集を行う地域の集積所数は、東京都から23区へ清掃事業が移管された後、平成13年度の8,415か所から、平成26年度の18,149か所へと2倍以上に増えています。

図24 集積所数の推移



## (7) 資源・ごみ処理にかかる清掃経費

資源・ごみ処理における清掃経費の実績は逡減傾向にあります。平成23年度以降、総支出額は40億円程度、区民1人当たりの清掃・リサイクル費用は、1万5千円程度で推移しています。

図25 平成26年度清掃経費の割合

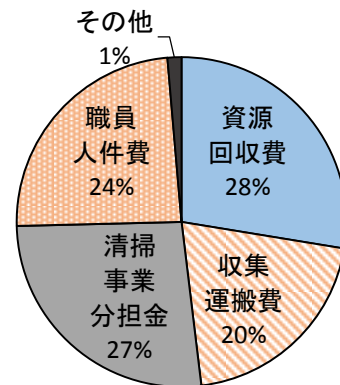


表3 清掃経費の推移

項目	H21	H22	H23	H24	H25	H26
資源回収費	11億9,756万円	11億5,434万円	11億4,676万円	10億7,859万円	10億7,337万円	11億9,166万円
収集運搬費	7億6,417万円	7億8,770万円	7億5,539万円	7億6,757万円	8億1,368万円	8億2,422万円
清掃事業分担金	13億3,597万円	11億5,617万円	10億3,062万円	11億3,977万円	10億9,047万円	10億6,682万円
職員人件費	11億8,290万円	12億3,782万円	10億8,905万円	10億1,124万円	9億7,114万円	9億6,600万円
その他	2億1,448万円	1億3,401万円	4,568万円	4,464万円	4,930万円	5,510万円
総支出額	46億3,732万円	44億1,948万円	40億6,748万円	40億6,017万円	39億9,796万円	40億2,130万円
人口	260,862人	262,013人	262,674人	264,113人	267,667人	269,406人
区民1人当たりの清掃・リサイクル費用	17,700円	16,800円	15,500円	15,200円	14,900円	14,900円

### 3 主な課題

#### (1) 人口構成等の推移とごみ量への影響

人口及び世帯数は、年々増加していますが、区の人口推計によると平成 30 年をピークに減少する見込みとなっています。

転入・転出者は、単年度で人口の約 1 割を占めています。また、外国人居住者も年々増加しています。自治体によって資源やごみに関する排出のルールが異なっているため、目黒のルールを知ってもらうことが大切です。外国人居住者の方も含めごみと資源の分別方法などについて、転入者に対するより一層の周知が必要です。

また、75 歳以上の後期高齢者の割合も年々増加しており、今後、自らごみを集積所に排出することが困難な高齢者への対応が、より一層求められることが予想されます。

#### (2) 普及啓発の重要性

3Rを推進する上で、「リサイクル（再生利用）」より優先すべき「リデュース（発生抑制）」と「リユース（再使用）」の 2Rを積極的に進めるには、区民や事業者の協力・実践なくしては成り立ちません。そのためには、全ての世代の区民や事業者にごみ問題や、より広く環境問題について、関心を持ち、深めてもらうことが大切です。

そこで、次世代を担う子どもたちを含め、区民・事業者に対して、ごみ減量や環境問題に対するより多彩な学びの場を提供し、将来的には、行政とともに普及啓発の主役となるような取り組みが求められています。

#### (3) 新たな資源回収のあり方の検討

ごみの減量を進めるためには、再生利用が可能であるにもかかわらず、ごみとして排出されている品目について、資源化を進めることが一つの有効な手段となっています。自主活動団体や民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との協働も視野に入れて、使用済み小型家電の回収体制の充実や古着・古布の回収方法の検討等、資源化促進の取り組みが求められています。

#### (4) ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

高齢化や共働き世帯の増加、また、ごみ出しマナーの悪化などの社会状況の変化により、これまで維持されてきたごみ集積所の共同管理が困難となる事例が目立ってきています。

また、集積所の総数については、小規模分散化が進むことなどにより、平成 13 年度に比べて 2 倍以上に増加しています。このような状況が拡大することについては、収集・運搬経費に大きな影響を与えるだけでなく、地域を見守るコミュニティ機能が低下する面も無視できません。

#### (5) 家庭ごみ有料化の検討

家庭ごみの有料化については、前計画においても課題としていましたが、目黒区を含め、23 区は未実施の状況にあります。国は、この家庭ごみの有料化を推進すべきとの基本的な方針を示しており、全国的に見ても市町村の約 6 割が実施している状況にあります。

家庭ごみの有料化は、ごみ減量やリサイクルの推進に有効であることに加え、区民のごみ問題に対する意識の向上を図るとともに、排出量に応じたより公平な負担を求めることにつながります。

一方、家庭ごみ有料化の課題としては、ごみの中間処理が23区共同処理であること、隣接区との越境ごみの問題や不法投棄問題、戸別収集による収集・運搬経費の増加などがあり、23区の理解と協調に基づき取り組みが欠かせません。

#### (6) 事業系ごみの適正処理促進

平成26年度に区が実施したごみに関する基礎調査報告書によると、区内には小規模事業者の割合が高いことが伺えます。1事業所当たりの資源やごみの排出量が少ない小規模事業者は、一般廃棄物処理業者に個別に収集・処理を委託する場合と、有料ごみ処理券を使用して区の収集を利用している場合とがあります。この際、残念ながら、区の収集時に、有料ごみ処理券を貼付せずに排出されているケースが見受けられます。

事業系ごみの適正な排出及び処理については事業者の責務であり、自己処理の原則に基づいて処理することとなっています。全ての事業者が適正な資源やごみの分別、排出を行うことを促す取り組みが必要です。

#### (7) 災害ごみへの対応

今後、高い確率で起こるとされている首都直下地震や異常気象による自然が発生した際に、建物や家具などの倒壊によって発生した、がれきごみやトイレのし尿が大きな問題となります。廃棄物を適正かつ迅速に処理する事が必要になるため、区の地域防災計画を踏まえ、23区、清掃一組、東京都の役割を明確化し、連携のための仕組みを整備することが求められています。

#### (8) 23区清掃事業の連携

特別区の廃棄物処理は、23区が収集・運搬の役割を担い、清掃一組が中間処理（清掃工場の管理運営）を行い、最終処分を東京都に委託して行うという役割分担になっています。

資源の回収品目については、各区の判断により実施しているところですが、ごみの減量を一層進めるためには、プラスチック製容器包装の回収など、ごみの排出抑制に取り組む区に対する、財政的な支援などの取り組みを促進する仕組みづくりが求められています。

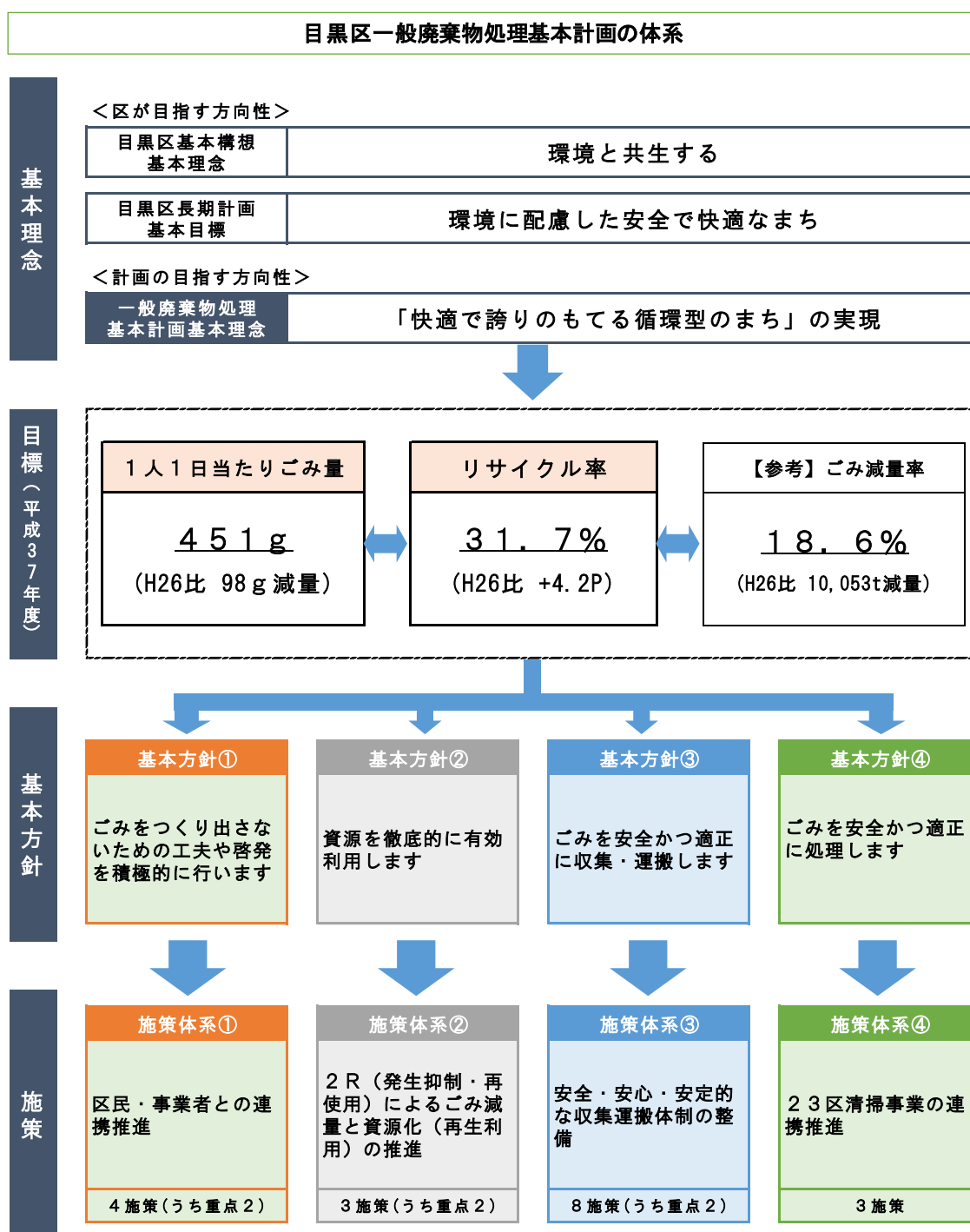
#### (9) 目黒清掃工場建替えに伴う対応

目黒清掃工場は、平成29年度から平成34年度まで、清掃一組による建替工事が予定されています。工事期間中も含め、区民の安全・安心な生活を維持するとともに、環境負荷の低減を図っていくことが求められています。

### 第3章 ごみ処理基本計画の基本的な考え方と目標

区の基本構想の基本理念である「環境と共生する」に基づき、長期計画の基本目標である「環境に配慮した安全で快適なまち」を実現するため、その補助計画である本計画の決定に当たり、「快適で誇りのもてる循環型のまちの実現」を計画の基本理念に位置づけました。

この基本理念を踏まえ、新たな目標である「1人1日当たりごみ量」の設定や、目標を達成するための4つの柱である基本方針を定め、それぞれに対応した施策体系としています。



## 1 基本理念

### 「快適で誇りのもてる循環型のまち」の実現

物質的な豊かさの裏にある大量生産、大量消費がもたらした環境への負荷の大きさは計り知れず、限りある資源を循環させ、廃棄物の発生を抑制する循環型社会への転換は、全世界の重要な課題となっています。

本区は、リサイクル推進都市宣言区としてリサイクル事業を拡大してきましたが、「良好な地球環境を次世代に引き継ぐ」という誇りを持って、廃棄物の発生抑制に密接に関係する温室効果ガス排出量の削減や、エネルギー消費の抑制等の低炭素社会づくりをさらに推進していかなければなりません。

ただし、暮らしや事業活動の快適さやゆとりが損なわれてしまっては、いくら地球環境に良いことでも続けることは難しくなります。むしろ環境に配慮したさまざまな取り組みによって、快適で安全な暮らしや事業活動を支えることができるような方策が求められています。

本計画では、「快適で誇りの持てる循環型のまち」の実現を基本理念として掲げ、達成に向けて区民・事業者とともに行動してまいります。

## 2 施策展開の4つの柱

### ① ごみをつくり出さない工夫や啓発を積極的に行います

⇒具体的施策「区民・事業者との連携推進」

すでに広く普及・浸透してきているリサイクルに加え、より優先順位の高いごみの「リデュース（発生抑制）」及び「リユース（再使用）」に重きを置いた施策を展開します。

特に、区民や事業者の自主的な取り組みを促すため、情報や意識の共有化を図るPR施策や、さらに環境学習等の取り組みを展開していきます。

### ② 資源を徹底的に有効利用します

⇒具体的施策「2R（発生抑制・再使用）」によるごみ減量と資源化（再生利用）の推進」

「リデュース（発生抑制）」、や「リユース（再使用）」を推進するとともに、「リサイクル（再生利用）」についても新たな資源化に向けた施策を拡充していきます。

施策の実施にあたっては、必要となるコストに配慮するとともに、より多くの区民や事業者が参加・利用できる利便性にも配慮します。

### ③ ごみを安全かつ適正に収集・運搬します

⇒具体的施策「安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備」

区が行う一般廃棄物の収集・運搬に関して、安全で安定的な運用を継続に実施していきます。また、高齢化の進展や共働き世帯の増加などの状況を踏まえた集積所のあり方などについて検討します。

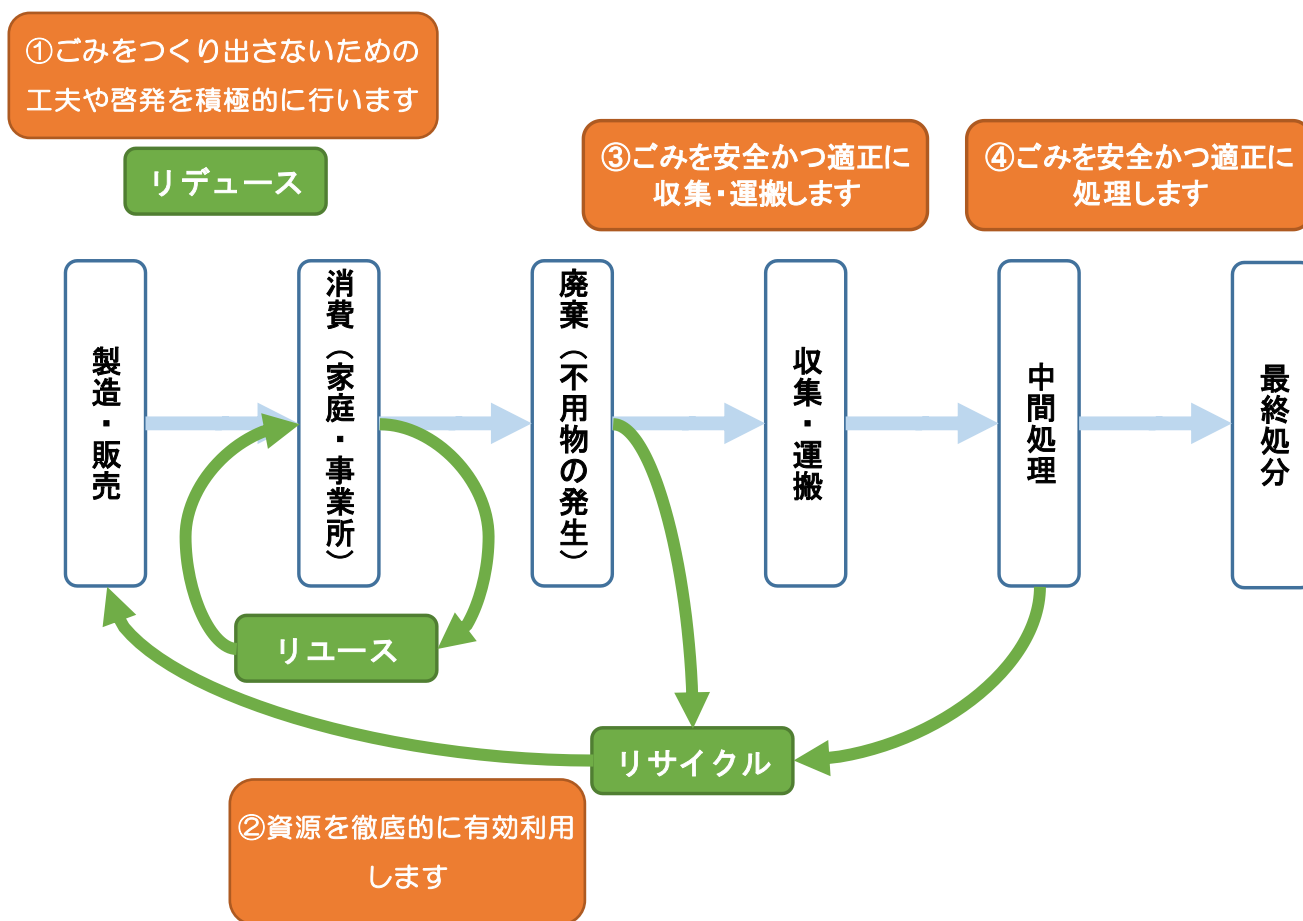
④ ごみを安全かつ適正に処理します

⇒具体的施策「23区清掃事業の連携推進」

特別区の廃棄物処理は、23区が収集・運搬を担い、清掃一組が中間処理（清掃工場の運営管理）を行い、最終処分を東京都に委託しています。

このような役割分担を踏まえた上で、資源とごみの処理について、常に安全・安心・安定的な体制を維持・推進できるように、関係所管と協力・連携した施策展開を図ります。

図 26 資源とごみの流れと施策展開の4つの柱





### 3 計画目標

本計画では、「快適で誇りのもてる循環型のまち」を基本理念として掲げています。この実現に向けて3Rの取り組みを推し進め、本計画の目標年次である平成37年度までに、次に示す具体的な数値目標の達成に向けて、次章で示す施策を展開してまいります。

前計画では、「ごみ減量率」「リサイクル率」を目標に進めてまいりましたが、本計画においては、2Rの推進のもとに、区民一人ひとりが取り組みをイメージしやすい指標として、「ごみ減量率」に替わり「1人1日当たりごみ量」を新たに設定しました。

#### <目標設定の考え方>

「1人1日当たりごみ量」については、前計画で未達であった「17年度比ごみ減量率35%」の水準を本指標で達成するため、451g（減量率：26年度比17.8%、17年度比35%）を目標とします。これによりごみ量全体で対26年度10,053トンの減量が見込まれます。

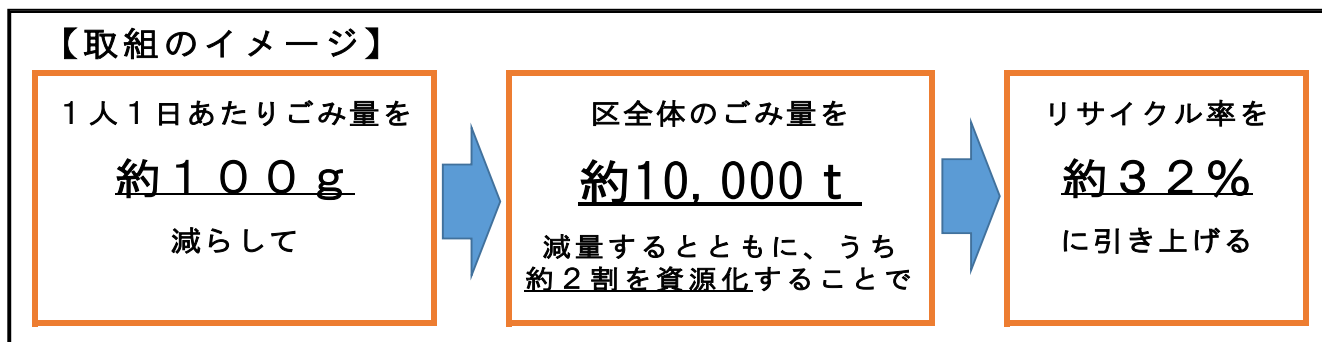
また、リサイクル率の向上に向けて、平成37年度に平成26年度と同水準の資源化量を維持するため、ごみ減量全体の約2割の資源化に取り組むこととして、「リサイクル率」の目標を31.7%とします。

表4 計画目標及び参考指標

指標	目標	算出方法	取組イメージ
1人1日当たりごみ量	<b>451g</b> (対26年度98g(17.8%)減量)	$\frac{\text{区収集ごみ量}}{\text{人口} \times \text{年間日数}}$	約100gの減量
リサイクル率	<b>31.7%</b> (対26年度4.2ポイント増)	$\frac{\text{資源化量}^*}{\text{区収集ごみ量} + \text{資源化量}^*}$	リサイクル率を約32%に引き上げ

※資源化量には集団回収分を含む。

指標	参考	算出方法	取組イメージ
ごみ減量率	<b>18.6%</b> (対26年度10,053t減量)	区収集ごみ量	約10,000tの減量



平成37年度には  
区民1人1日当たり98gのごみ減量をめざします。



区民1人1日約100gのごみ減量を実現するためにはきめの細かな努力が必要です。

ごみ減量の行動(例)		減量効果(g)	
発生抑制	麦茶のパックの水分をしぼって捨てる	麦茶のパック1個	20
	レジ袋を断る	3Lサイズのレジ袋1枚	10
	紙袋を断る	30×30センチの紙袋1枚	50
	トレイを使った商品を買わない	20×12センチのトレイ1枚	3
	食べ残しをしない	ご飯半膳	75
再使用	メモなどに裏紙を使う	A4版のOA用紙1枚	4
	塗り箸を使って割り箸を使わない	割り箸1膳	4
	再利用できる皿を使って紙皿を使わない	直径15センチの紙皿1枚	7
	ふきんを使ってウエットティッシュを使わない	ウエットティッシュ1枚	1
再生利用	紙袋を集団回収に出す	30×30センチの紙袋1枚	50
	ティッシュペーパーの箱を集団回収に出す	ティッシュペーパー1箱	40
	トレイを集積所回収に出す	20×12センチのトレイ1枚	3
	携帯電話を拠点回収に出す	携帯電話1台	120

区民1人1人が約100gのごみ減量を達成することで  
区全体では年間約1万トンのごみを減らすことができます。

## 参考 生ごみ減量の3つのポイント

- 平成 26 年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの 41.3%が生ごみで、年間約 13,400 トンと推計されます。特に、食べられるのに捨てられてしまった「食品ロス」が 2.4%で、年間約 800 トンと推計されます。
- 生ごみ減量のポイントは、「①買いすぎない」「②作りすぎない・残さない」「③水切りをする」の3つが重要です。

### ポイント1 買いすぎない

冷蔵庫の中の食品の賞味期限などを確認してから買い物に出かけましょう。

腐らせてしまう可能性のある生鮮食品などは、必要な分だけ購入しましょう。

贈答品などで食べないものは、人に譲りましょう。

### ポイント2 作りすぎない・残さない

料理は、食べられる量を考えて作りすぎないようにしましょう。

残ったものは、小分けにしたり、冷凍庫などを利用して保存しましょう。

残ったものは、別のメニューにアレンジするなどの工夫をしましょう。

### ポイント3 水切りをする

野菜の皮は、水を吸収してしまうので、ぬらさずに捨てましょう。

三角コーナーなどを利用して水切りをしましょう。

ギュッと絞ってから捨てましょう。

### 水切りいろいろ～ギュッと絞ってスマートに！

手でギュッと絞る



びんでギュッと絞る



グッズでギュッと絞る



## 参考 ごみ減量のカギを握る「雑がみ」の分別

- 平成 26 年度に実施した家庭ごみ組成分析調査によると、燃やすごみの 16.7%が再利用可能な紙類で、年間約 5,400 トンと推計されます。中でも、「雑がみ」が 10.9%で、年間約 3500 トンと推計され、再利用できる「雑がみ」は、ごみ減量のカギを握っています。

### 「雑がみ」ってなに？

「雑がみ」とは、再利用できる紙箱、コピー用紙、包装紙、パンフレット、カレンダー、封筒などの紙類です。「雑がみ」は分別をすれば資源として生まれ変わるのですが、新聞・雑誌・段ボールなどと比べて分別がわかりにくいいため、リサイクルが進んでいません。

### 「雑がみ」っていつ出すの？

古紙回収は、新聞、雑誌類（雑誌・本・雑がみ）、段ボールを週 1 回地域の町会・自治会などが実施している「集団回収」により行っています。「雑がみ」は、雑誌類として古紙回収の日に出すことができます。

### 「雑がみ」はどうやって出すの？

紙袋に入れて出す、雑誌と一緒にひもでしばるなどの方法があります。

紙袋に入れて出す



### 「雑がみ」として出せないもの

カーボン紙や臭いのついたものなどは、「雑がみ」として再利用できませんので、「燃やすごみ」に出して下さい。

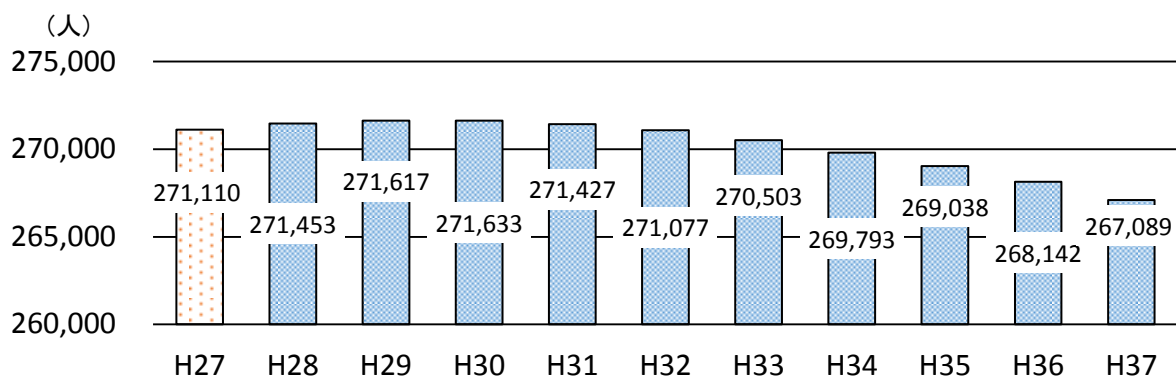
- ◆紙くず・使用後のティッシュ
- ◆シュレッダーくず
- ◆感熱紙（レシート、ファックス用紙）
- ◆写真・写真プリント用紙
- ◆金・銀・アルミコーティングされた紙（お酒、ジュースの紙パックなど）
- ◆防水加工された紙（紙コップ、紙皿など）
- ◆圧着はがき（ぺりぺりはがせるはがき）
- ◆カーボン紙（宅配便の複写伝票）
- ◆汚れ・臭いのついた紙（ピザ、洗剤、線香の箱など）

## 4 ごみ量推計

### (1) 人口推計

人口の動態について、区の人口推計（外国人を含む）をベースに、本計画において、平成27年7月1日の人口から推計した結果を見ると、平成29～30年あたりをピークとして遞減する見込みになっています。

図6 人口推計（実績と推計）（一部抜粋・再掲）

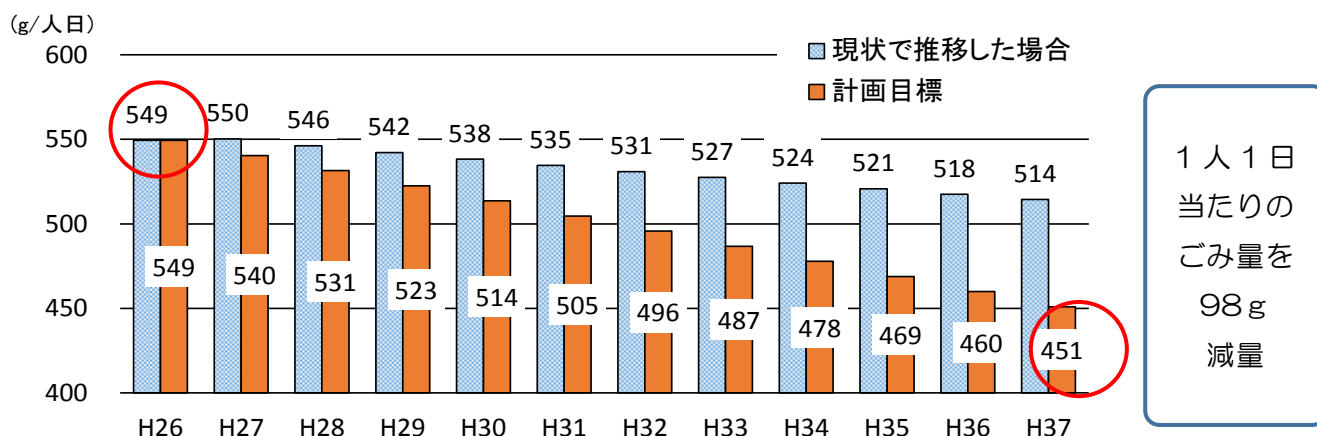


※平成27年度は7月1日時点の実績値。推計値は、区の人口推計（外国人を含む）から、平成27年度の人口を1とした各年の係数を算定し、平成27年7月1日の人口を乗じて本計画において推計人口を算定。

### (2) 現状及び目標を達成した場合のごみ量の推移

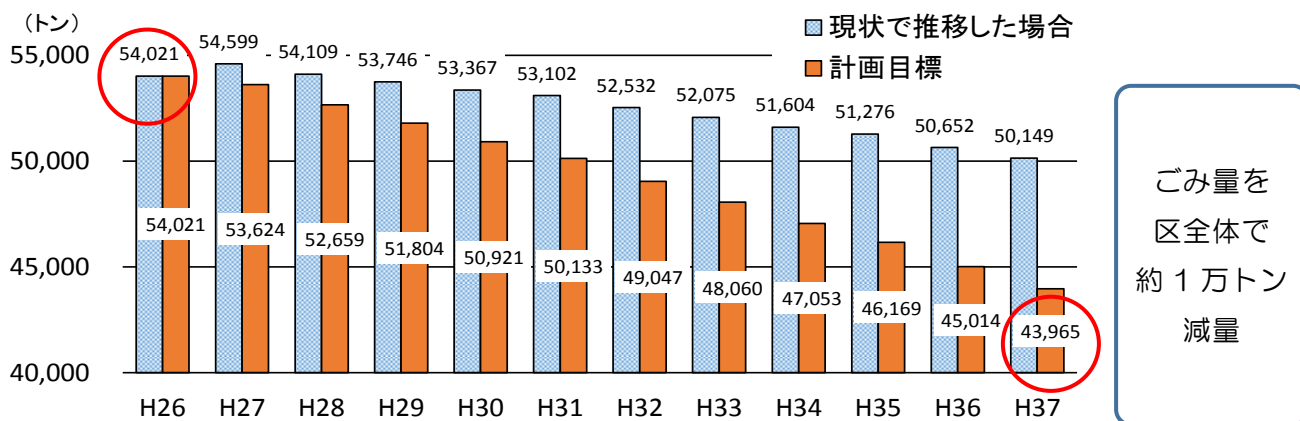
- ① 区民1人1日当たりのごみ量について、過去5年間（H22～H26）の実績をもとにした現状推移をみると、平成37年度に514g/人日になると推計されます。本計画では、平成37年度の目標を451g/人日として、平成26年度の549g/人日から、98gのごみ減量に取り組みます。

図27 1人1日当たりごみ量の現状推移と目標達成時の比較



② 区全体のごみ量について、過去5年間（H22～H26）の実績をもとにした現状推移をみると、平成37年度に50,149トンになると推計されます。本計画では、区民1人1日当たりのごみ減量目標と連動した参考指標として、平成37年度に43,965トンをめざし、平成26年度の54,021トンから、約10,000トンのごみ減量に取り組みます。

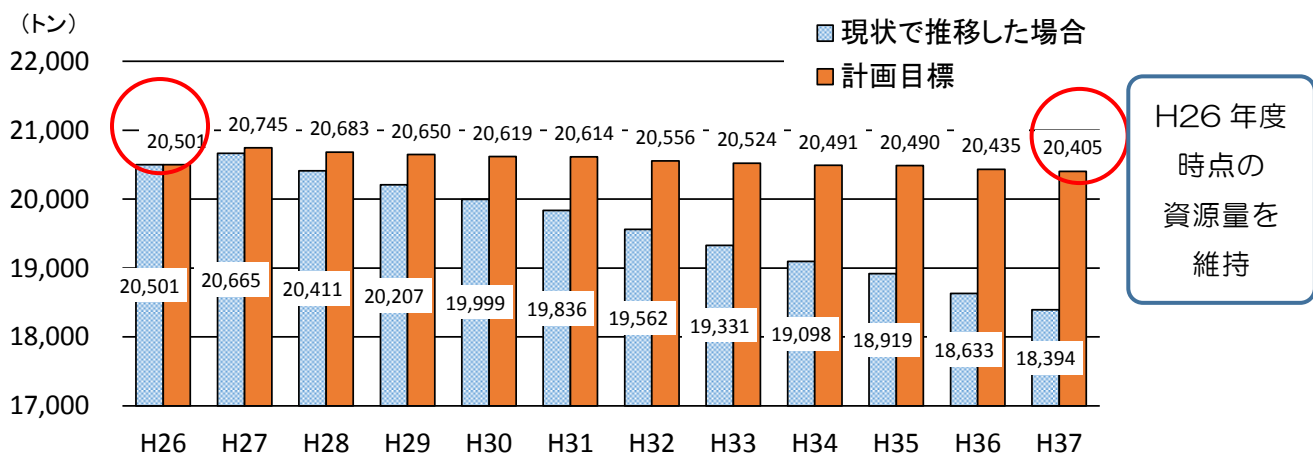
図 28 区全体ごみ量の現状推移と目標達成時の比較



### (3) 現状及び目標を達成した場合の資源量の推移

資源回収量について、過去5年間（H22～H26）の実績をもとにした現状推移をみると、平成37年度には18,394トンになると推計されます。本計画では、参考指標である区全体のごみ減量について、この約2割を資源化することを想定し、平成37年度の実績を20,405トンと推計しています。

図 29 区全体資源量の現状推移と目標達成時の比較



## 第4章 重点施策

---

### 重点施策1 「めぐろ買い物ルール」の推進

---

#### 〈重点施策としてのねらい〉

前計画においても重点施策としていた「めぐろ買い物ルール」は、「買い物ルール川柳」、「長持ちコンテスト」を含めた継続的なイベント等による積極的な普及活動によって一般家庭や個人にはある一定の広がりや成果を挙げてきました。

前計画では、平成 23 年度までに認知度を 50%に引き上げる目標としていましたが、平成 26 年度に実施したアンケート調査（「めぐろの環境（環境報告書）」）によると、区民の認知度は 31.1%に止まっています。

また、平成 26 年度に区が実施した一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査によると、「めぐろ買い物ルール」を知らない事業者が 82.7%にも上っています。

これらの状況を踏まえ、区民・事業者の認知率を向上させるとともに、「めぐろ買い物ルール」を実践する人や事業者を増やすことをねらいとします。

#### 〈施策の内容〉

具体的には、次の施策の推進、または展開に向けた検討を行います。

- より多くの区民や事業者に関心を持ってもらうための普及啓発の推進
- 「めぐろ買い物ルールを広める会」と目黒区との連携による普及啓発を推進
- エコライフめぐろ推進協会や商店街、町会・自治会といった地域組織や自主活動団体による買い物ルール普及に向けた取り組みの支援
- 商店街組織等と連携した買い物ルール参加店拡大の推進
- 「めぐろ買い物ルールを広める会」の「買い物ルール」や「環境学習」アドバイザーとしての活動推進
- マスコミを活用したアピール方法の検討
- 買い物ルールへの参加にインセンティブが働く方策の検討

#### 〈想定するゴール〉

- 「めぐろ買い物ルール」を実践する区民が大きく増加し、事業者が、区民のニーズを踏まえて、ばら売りやレジ袋が不要な場合の特典サービス等を導入するなど、一体となった取り組みとなるよう支援していきます。

## 重点施策2 PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出

### 〈重点施策としてのねらい〉

3Rを推進する上では、大きなコストを必要とする「リサイクル(再生利用)」より前に、ごみを出さないことが基本となります。このため、まず、「リデュース(発生抑制)」と「リユース(再使用)」の2Rを、区民や事業者が積極的に実践することが大切です。

一方で、区が平成26年度に実施したごみに関する調査報告書の結果などからは、世帯や年齢層ごとに資源やごみの排出状況に差があることから、それぞれに応じた効果的な普及啓発活動を行うことをねらいとします。

また、全ての世代の区民や事業者にごみや環境の問題について、関心を持ち、深めてもらうことも大切です。

このため、次世代を担う子どもたちに、環境学習などを通じて、ごみや環境問題について関心を持ってもらうと同時に、家庭を通じてさらなる普及・啓発につながることをねらいとした施策の充実を図ります。

さらに、区民・事業者に対して、より多彩な学びの場を提供し、いずれは、主体的に普及・啓発を推進する講師的な役割を担えるよう、全ての世代に対し環境学習の機会をつくり出すこともねらいとします。

### 〈施策の内容〉

具体的には、次の施策の推進、または展開に向けた検討を行います。

- 児童を対象とする環境学習等を通じた、家庭における普及啓発プログラムの検討
- 事業者や区民自身が講師として活動できるような仕組みの検討
- 転入者や外国人居住者など、目黒区のごみ排出ルールを知らない方への普及啓発の充実
- 集合住宅の管理を行う事業者や管理人に対する普及啓発の充実
- 燃やすごみの排出原単位が最も大きい単身高齢者世帯に対する普及啓発の推進
- 燃やすごみへの資源混入割合が高い住商混在住居に対する普及啓発の推進
- エコライフめぐろ推進協会と連携した誰もが学びたくなる場づくりの検討
- 「めぐろ買い物ルールを広める会」と関係団体が一体となった環境学習や普及啓発活動の検討

### 〈想定するゴール〉

- 環境学習に参加しやすい施策を進めていきます。



## 重点施策3 2R（発生抑制・再使用）によるごみ減量の推進

### 〈重点施策としてのねらい〉

区は、リサイクル推進都市宣言区として、ごみ減量に向けた様々な施策に取り組んできました。しかしながら、資源やごみの分別やごみ減量の取り組みは、いまだ十分とは言えない状況にあります。平成26年度に区が実施した家庭ごみ組成分析調査によると、「燃やすごみ」の中には、生ごみの割合（41.3%うち2.4%が未利用食品）と資源（25.7%）の割合が大きいことがわかりました。

このような状況を踏まえ、本施策では、ごみを排出する際の生ごみの水切りや、燃やすごみに含まれていた資源（主に雑がみ）の分別徹底などの対策により、ごみ減量を推進することをねらいとします。

さらに、「めぐろ買い物ルール」の普及による無駄のない買い物行動が、これらの施策に有効であるため、併せて推進していきます。

また、ごみを減らすための手法の一つとして、燃やすごみと燃やさないごみなどの家庭ごみの有料化についても引き続き検討していきます。

### 〈施策の内容〉

具体的には、次の施策の推進、または展開に向けた検討を行います。

- 生ごみの水切りによるごみ減量の推進
- 未利用食品や食べ残しなどによるごみの発生抑制の推進
- 区民への「めぐろ買い物ルール」の普及によるごみ発生抑制の推進
- 雑がみの分別徹底による資源化やごみ減量の普及啓発
- 販売事業者への「めぐろ買い物ルール」参加店への加入促進と、「過剰包装の抑制」や「リターナブル（リユース）商品の拡大」、食品残さの抑制のための「ばら売り品目の拡大」等、ごみ減量に向けた取り組みへの働きかけ
- 燃やすごみ、燃やさないごみなどの家庭ごみの有料化の検討

### 〈想定するゴール〉

- 2R（発生抑制・再使用）による、より効果的なごみ減量の方策などを検討し、推進していきます。
- 計画最終年の平成37年度に、1人1日当たりごみ量を平成26年度比98g減の451gとすることを目標とします。

## 重点施策4 新たな資源回収のあり方の検討

### 〈重点施策としてのねらい〉

現在、区が集積所で回収している「資源」は、「プラスチック製容器包装」、「ペットボトル」、「びん」「缶」です。乾電池や紙パックの拠点回収なども実施し、古紙は平成24年3月に集団回収へ一元化しました。平成26年4月には、使用済み小型家電の回収を開始したところです。

今後、さらに資源化すべき品目やその回収方法について検討をすすめ、費用対効果を踏まえ、区民の利便性向上を図りながら、廃棄物の適切な資源化と、これによるごみ減量の実現をねらいとします。

### 〈施策の内容〉

具体的には、次の施策の推進、または展開に向けた検討を行います。

- 水銀含有物（蛍光管・温度計・血圧計）の資源化と回収体制の見直し
- 使用済み小型家電<sup>1</sup>の効率的な回収方法の検討
- 燃やさないごみ・粗大ごみの資源化の検討
- 古着・古布の資源化の検討
- 資源化や分別に関する住民の意識の更なる向上
- 自主活動団体や民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との協働の検討

### 〈想定するゴール〉

- 2Rの推進によるごみの発生抑制の取り組みとあわせ、廃棄物の資源化については、現在取り組んでいる使用済み小型家電の回収などを進めるとともに、不燃・粗大ごみの資源化を可能な限り進めてまいります。
- 水銀含有物については、「水銀に関する水俣条約」の採択を受け、最終処分場への搬入が困難になることが見込まれていることから、今後の国による規制の内容や東京都の動向を踏まえ、適正な処理体制を整備します。
- 計画最終年の平成37年度に、リサイクル率を平成26年度比4.2ポイント増の31.7%とすることを目標とします。

<sup>1</sup>「使用済み小型家電」・・・金・銀・銅やレアメタル等に含まれる貴重な有用金属の回収、資源化を促進することを目的として、「使用済み小型電子機器の再資源リサイクル促進法」が平成25年4月施行されました。区では平成26年4月1日から回収ボックスによる拠点回収等で特に有用な金属の含まれている9品目（携帯電話・デジタルカメラ・ポータブルビデオカメラ・携帯音楽プレーヤー・電子辞書・携帯ゲーム機・ポータブルカーナビ・電卓・ACアダプター等のコード類）を回収しています。当初回収場所は8箇所でしたが、27年度からは10箇所で行っています。

## 重点施策5 ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

### 〈重点施策としてのねらい〉

区内のごみ集積所の総数は、平成13年度から平成26年度にかけて2倍以上に増加し、約1万8千か所となっています。このうち約5千か所は世帯ごとの戸別集積所であり、小規模分散化が進行しています。

背景には、ごみ排出が困難な高齢者や障害がある方への対応、増加している共働き世帯の当番制への対応、集積所へのごみの出し方・分別ルールを守らない人のマナーの問題などがあります。

これらについて、目黒区には同様の苦情や相談が数多く寄せられていますが、集積所は地域を見守るコミュニティ機能も果たす重要な機能を持ち、地域における自助・共助により解決されている課題も数多くあります。

ごみを出す際のルールをより周知するなどの対策を講じながらも、集積所の現状を踏まえ、そのあり方を検討するとともに、収集・運搬経費に大きな影響がある戸別収集のさらなる進行を想定した対応を検討するなど、将来に備えることをねらいとします。

また、戸建住宅などについて区内全域での戸別収集の検討を進める場合においては、家庭ごみ有料化との一体的な制度運用を含めた検討を行います。

### 〈施策の内容〉

具体的には次の施策の展開または推進に向けて検討します。

- 集積所でのごみの排出についての指導の強化と優良集積所への表彰などの検討
- 外国人居住者を含めた転入者や、若年、単身層等、対象者をしぼった、ごみと資源の分け方・出し方の普及活動の展開
- 戸建住宅などの区内全域での戸別収集体制と家庭ごみ有料化との連動についての検討

### 〈想定するゴール〉

- ごみ集積所のあり方と戸別収集への対応など、ごみ集積所の検討を進め、区としての方向性を明らかにします。
- 戸建住宅などについて区内全域での戸別収集を進める場合は、家庭ごみの有料化についても方向性を明らかにします。

## 重点施策6 事業所に対する適正排出への指導の推進

### 〈重点施策としてのねらい〉

事業系ごみは、本来自己処理の原則に基づき処理を行うものですが、現在、資源とごみの量が1日当たり50kg未滿の事業者は、有料で区の収集に出すことができます。しかし、事業者へのアンケート調査の結果や、事業系有料ごみ処理券の収入金額の推移を見ると、事業系有料ごみ処理券適正貼付のさらなる徹底が必要な状況です。

このことから、事業系ごみの適正な処理方法について事業者への周知を徹底するとともに、適正な処理に向けたインセンティブの導入などを含め、施策を効果的に実施することにより、事業系ごみの適正な排出を促すことをねらいとします。

### 〈施策の内容〉

具体的には次の施策の展開・または推進に向けて検討します。

- 中小規模事業者に対する、適正なごみ処理に向けた啓発ツールの活用などによる普及啓発の充実
- 「ホワイトリスト」（過去に不適正な処理がなく、今後の排出処理に関する誓約書を提出した事業者をリスト化し、優遇措置などを適用）導入の検討
- 優良事業者に対する表彰制度などの導入
- 有料で区の収集に出すことができる日量50kg規定縮小の検討
- 中・小規模事業者のごみ排出現状把握と、適正処理に向けた方策の検討

### 〈想定するゴール〉

- 事業系有料ごみ処理券の貼付率の向上をはじめとする、より効果的な排出指導施策への展開を図ります。

## 第5章 個別施策

基本方針をもとに以下の施策を展開して参ります。特に重要な施策については、第4章で重点施策として取り上げています。

### ① 区民・事業者との連携推進

1-1 「めぐろ買い物ルール」の推進

1-2 PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出

1-3 地域団体等との連携推進

1-4 事業者との連携推進

### ② 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量と資源化(再生利用)の推進

2-1 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量の推進

2-2 新たな資源回収のあり方の検討

2-3 地域活動団体との協働

### ③ 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

3-1 高齢者などへの訪問収集の充実

3-2 ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

3-3 廃棄物処理コストの最適化に向けた検討

3-4 事業所に対する適正排出への指導の推進

3-5 優良事業所や集積所に対する表彰などの検討

3-6 不法投棄対策の実施

3-7 災害ごみへの対応

3-8 収集・運搬における低公害車の導入推進

### ④ 23区清掃事業の連携推進

4-1 適正処理困難物に関する処理情報の提供

4-2 事業系ごみの資源化推進

4-3 目黒清掃工場建替えに伴う対応

重点施策:

## 1 区民・事業者との連携推進

### 1-1 「めぐろ買い物ルール」の推進【重点施策】

---

⇒第4章 重点施策参照（P29）

### 1-2 PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出【重点施策】

---

⇒第4章 重点施策参照（P30）

### 1-3 地域団体等との連携推進

---

古着・古布などの回収資源化促進事業は、地域団体や自主活動団体、民間事業者、エコライフめぐろ推進協会等との連携と協働を推進します。

さらに、「めぐろ買い物ルール」の普及促進についても、地域団体等と連携してまいります。

また、地域団体との協働により、防鳥ネットの普及でごみ集積所の美化推進を図ります。

### 1-4 事業者との連携推進

---

区民・事業者が生活スタイルや事業活動を見直し、循環型社会に適合したものとなるよう、一体となった取り組みを進める必要があります。

そこで、容器包装の削減などごみの発生抑制に関する意見交換や具体的な取り組みについて、さらには「ごみゼロキャンペーン」や「めぐろ買い物ルール」の普及などの際に、商店街や大型小売店舗との協調・連携を進めます。

## 2 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量と資源化(再生利用)の推進

### 2-1 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量の推進【重点施策】

---

⇒第4章 重点施策参照(P31)

### 2-2 新たな資源回収のあり方の検討【重点施策】

---

⇒第4章 重点施策参照(P32)

### 2-3 地域活動団体との協働

---

地域で活動している団体と協働し、自主的なリサイクル活動の活性化を目指し、その活動を支援していきます。

### 3 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

#### 3-1 高齢者などへの訪問収集の充実

---

一人暮らしの高齢者や障害者など、ごみの排出が困難な方に対する支援として、ごみの訪問収集に取り組んでいるところですが、高齢社会の進展により、対象者やごみ出しに伴う困難な事例がより増加することが見込まれます。これらの課題に対して適切に対応するための体制整備や方策を、関係所管と連携して取り組んでいきます。

#### 3-2 ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討【重点施策】

---

⇒第4章 重点施策参照（P33）

#### 3-3 廃棄物処理コストの最適化に向けた検討

---

平成26年度の資源やごみの処理費用は年間約40億円に上り、区民1人当たりで換算すると約1万5千円の経費となります。現在、事業系ごみや家庭からの粗大ごみ、多量ごみ（一度に45ℓの袋5袋以上を排出する場合）については、排出者が有料シール券で一部処理費用を負担していますが、燃やすごみ、燃やさないごみについては、区の負担となっています。また、資源についても、資源化の処理費用などで約11億円の経費が必要となっています。

ごみの収集・運搬・処理など清掃経費のより効率的な運営をめざし、関係機関との連携・調整を踏まえ、最適な費用負担のあり方を検討していきます。また、この際に、区内全域での戸別収集の検討を踏まえて、燃やすごみ、燃やさないごみなどの家庭ごみの有料化についても検討を進めていきます。

#### 3-4 事業所に対する適正排出への指導の推進【重点施策】

---

⇒第4章 重点施策参照（P34）

#### 3-5 優良事業所や集積所に対する表彰などの検討

---

優良事業者に対するインセンティブの導入、事業者の士気高揚のための表彰制度などの導入について検討します。

さらに、過去に不適正な処理がなく、今後の排出処理に関する誓約書を提出した事業者は、「ホワイトリスト」に掲載し、優良事業者として排出指導対象事業者から除外することも検討していきます。

#### 3-6 不法投棄対策の実施

---

区内の不法投棄の状況について迅速な現場確認を行い、区内外の関係機関と連携して、必要な対策を実施します。

- 私有地への不法投棄における土地所有者に対する連絡や指導



- 道路脇への不法投棄における道路管理者や警察等との連絡会での情報交換と協議
- ごみ集積所への不法投棄における警告シールの貼付や警告表示板の設置等

### 3-7 災害ごみへの対応

---

災害廃棄物処理計画の作成に必要な基準を、区の地域防災計画を踏まえて検討するとともに、他区、清掃一組、東京都、清掃事業者との連携のための仕組みづくりを進めます。

さらに、高い確立で起こるとされている首都直下地震時や大規模な風水害等に伴う災害ごみ、し尿処理を迅速かつ適正に処理する体制づくりを行います。

### 3-8 収集・運搬における低公害車の導入推進

---

ごみの収集・運搬車両からの排ガスによる環境影響負荷を低減するために、低公害車の導入を計画的に進めます。

## 4 23 区清掃事業の連携推進

### 4-1 適正処理困難物に関する処理情報の提供

---

区において適正に処理することが困難であるため収集できない廃棄物※について、その適正な処理方法等の周知を推進してまいります。

また、事業者による自主回収・再資源化の実現に向けて、法改正や仕組みづくりを国や業界に対して要望していきます。

※区で収集できないもの（石油類、バッテリー、オートバイ、タイヤ、土、砂、石 など）

### 4-2 事業系ごみの資源化推進

---

都の『東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針』の動きを踏まえ、2020年のオリンピック・パラリンピック大会を契機に、東京都や他区と連携して事業系ごみの資源化を推進する施策を検討します。

### 4-3 目黒清掃工場建替えに伴う対応

---

目黒清掃工場については、平成 29 年度から平成 34 年度まで清掃一組による建替工事が予定されています。工事期間中も区民の安全・安心、環境負荷の低減を図ることを清掃一組に求めています。

# 第II部 生活排水(し尿等)処理基本計画

## 1 現状

目黒区の下水道普及率は100%で、し尿を含む生活排水は、ほとんどが下水道で処理されており、残存する一般家庭のくみ取り便所のし尿は、基本的な住民サービスとして区が収集・運搬し、清掃一組が管理運営する施設で処分しています。

またディスポーザー汚泥や浄化槽からの汚泥は、一般廃棄物収集・運搬業者が収集・運搬し、同じく清掃一組が管理運営する施設で処分しています。

水洗便所によって公共下水道で処理しているものを除いた排出状況は次のとおりです。

表5 し尿及び浄化槽汚泥の排出現況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
くみ取り便所戸数(戸)	9	9	7
くみ取りし尿収集量(t)	51.82	24.41	17.50
浄化槽設置基数(基)※	125	125	125
浄化槽汚泥収集量(kl)	233.25	85.16	157.14

※浄化槽設置基数の125基は平成14年度の現況調査によるもので、その後調査は行っていない。

## 2 生活排水(し尿等)処理基本計画

家庭系のし尿及び生活雑排水に関しては、公共下水道にて処理し、事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等については、一般廃棄物処理業者による処理を行います。

- 事業活動に伴って排出されるし尿混じりのビルピット汚泥、仮設便所のし尿等については、引き続き事業者の自己処理責任の徹底を図ります。
- 浄化槽の定期的な保守点検、清掃、及び定期検査については、その徹底に努めるよう指導を行います。

### 3 処理の区分と流れ

表6 し尿等の区分と処理の主体

区分		収集運搬の主体		処分の主体	
家庭系	くみ取りし尿	目黒区	無料	清掃一組	無料
	浄化槽汚でい(※1)	一般廃棄物収集運搬業者	有料		
事業系	し尿(仮設便所等)	一般廃棄物収集運搬業者	有料	一般廃棄物処分業者	有料
	し尿混じりの ビルピット汚でい(※2)			一般廃棄物処分業者	
					清掃一組

※1 東京都下水道局に届出済みのディスポーザー廃水処理システムから発生する汚でいを含む。

※2 専ら居住用の建築物から排出されたものとして清掃事務所長が認めたものは、清掃一組が無料で受け入れている。

図30 し尿等の処理の流れ

